



政府統計

報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 15 日

【照会先】

大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課世帯統計室

室 長 田邊 勝美

室長補佐 松下 英嗣

専 門 官 村松 純子

(担当・内線)

世帯担当 国民生活基礎統計第一係(7587)

所得・貯蓄担当 国民生活基礎統計第二係(7588)

健康・介護担当 国民生活基礎統計第三係(7591)

(代 表 電 話) 03(5253)1111

(直 通 電 話) 03(3595)2974

平成 25 年 国民生活基礎調査の結果

厚生労働省では、このほど、「平成 25 年国民生活基礎調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、運営に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和 61 年を初年として 3 年ごとに大規模な調査を、その間の各年は調査事項と対象世帯の少ない簡易な調査を実施しています。

平成 25 年は、第 10 回目の大規模な調査の実施年に当たり、6 月に世帯票・健康票は約 30 万世帯、介護票は約 7 千人、7 月に所得票・貯蓄票は約 4 万世帯を対象として調査し、世帯票・健康票は約 23 万世帯、介護票は約 6 千人、所得票・貯蓄票は約 3 万世帯を集計しました。

【調査結果のポイント】

1 世帯の状況

- ・高齢者世帯は全世帯の 23.2% <21.0%> (3 頁 表 1)

注：高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯

2 所得等の状況

- ・1 世帯当たり平均所得金額は 537 万 2 千円 <549 万 6 千円> (12 頁 表 8・図 12)
- ・相対的貧困率は 16.1% <16.0%>、子どもの貧困率は 16.3% <15.7%> (18 頁 表 12・図 19)

注：平均所得金額及び相対的貧困率を算出している所得は、調査前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得である。

- ・生活意識が「苦しい」とした世帯は 59.9% <59.4%> (20 頁 図 22)

注：生活意識は、5 段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

3 健康の状況

- ・肺がん検診の受診率は、男 47.5% <26.4%>、女 37.4% <23.0%> (29 頁 図 37)

4 介護の状況

- ・65 歳以上の同居の主な介護者が 65 歳以上の要介護者等を介護する割合は、51.2% <45.9%>で上昇傾向 (33 頁 図 42)

< >は、平成 22 年調査の結果である。

※詳細は、別添概況をご覧ください。

平成 26 年 7 月 15 日
大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室
室長 田邊 勝美
室長補佐 松下 英嗣
専門官 村松 純子
(担当・内線)
世帯担当 国民生活基礎統計第一係 (7587)
所得・貯蓄担当 国民生活基礎統計第二係 (7588)
健康・介護担当 国民生活基礎統計第三係 (7591)
(電話代表) 03(5253)1111
(ダイヤルイン) 03(3595)2974

平成 25 年 国民生活基礎調査の概況

目 次

調査の概要	-----	1 頁
結果の概要		
I 世帯数と世帯人員数の状況		
1 世帯構造及び世帯類型の状況	-----	3
2 65 歳以上の者のいる世帯の状況	-----	4
3 65 歳以上の者の状況	-----	6
4 児童のいる世帯の状況	-----	7
5 15 歳以上の者の就業の状況	-----	10
II 各種世帯の所得等の状況		
1 年次別の所得の状況	-----	12
2 所得の分布状況	-----	13
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	-----	14
4 児童のいる世帯の所得の状況	-----	14
5 所得の種類別の状況	-----	15
6 貯蓄、借入金の状況	-----	16
7 貧困率の状況	-----	18
8 生活意識の状況	-----	20
III 世帯員の健康状況		
1 自覚症状の状況	-----	21
2 通院者の状況	-----	22
3 健康意識	-----	23
4 悩みやストレスの状況	-----	24
5 こころの状態	-----	24
6 睡眠と休養充足度の状況	-----	25
7 飲酒の状況	-----	26
8 喫煙の状況	-----	27
9 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況	-----	28
10 がん検診の受診状況	-----	29
IV 介護の状況		
1 要介護者等のいる世帯の状況	-----	30
2 要介護者等の状況	-----	31
3 主な介護者の状況	-----	32
4 同居の主な介護者の悩みやストレスの状況	-----	35
5 介護サービスの利用状況	-----	36
6 介護者の組合せの状況	-----	37
統計表・参考	-----	38
用語の説明	-----	51

【利用上の注意】

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
比率等が微小（0.05未満）の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る昭和60年以前の数値は「厚生行政基礎調査（厚生省大臣官房統計情報部）」による。

(4) 平成7年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。

(5) 平成23年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。

(6) 平成24年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

平成25年は、第10回目の大規模調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成22年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯(約30万世帯)及び世帯員(約74万人)を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者(約7千人)を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約4万世帯)及び世帯員(約9万人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

①世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

②所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

3 調査の実施日

世帯票・健康票・介護票 …… 平成25年6月6日(木)

所得票・貯蓄票 …… 平成25年7月11日(木)

4 調査の事項

世帯票 …… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

健康票 …… 自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、こころの状態、健康診断等の受診状況等

介護票 …… 介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、主に介護する者の介護時間、家族等と事業者による主な介護内容等

所得票 …… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

貯蓄票 …… 貯蓄現在高、借入金残高等

5 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。ただし、貯蓄票については、密封回収する方法により行い、健康票・所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

6 調査の系統

①世帯票・健康票・介護票

厚生労働省 —— 都道府県 —— 保健所 —— 指導員 —— 調査員 —— 世帯

└── 保健所設置市 ──┘
 └── 特別区 ──┘

②所得票・貯蓄票

厚生労働省 —— 都道府県 —— 福祉事務所 —— 指導員 —— 調査員 —— 世帯

└── 市・特別区及び福祉 ──┘
 事務所を設置する町村

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	295 367世帯	235 012世帯	234 383世帯
所得票・貯蓄票	36 419世帯	27 081世帯	26 387世帯
介護票	7 270人	6 463人	6 342人

※ 国民生活基礎調査は、統計法に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。

結果の概要

I 世帯数と世帯人員数の状況

1 世帯構造及び世帯類型の状況

平成25年6月6日現在における全国の世帯総数は5011万2千世帯となっている。

世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1489万9千世帯(全世帯の29.7%)で最も多く、次いで「単独世帯」が1328万5千世帯(同26.5%)、「夫婦のみの世帯」が1164万4千世帯(同23.2%)となっている。

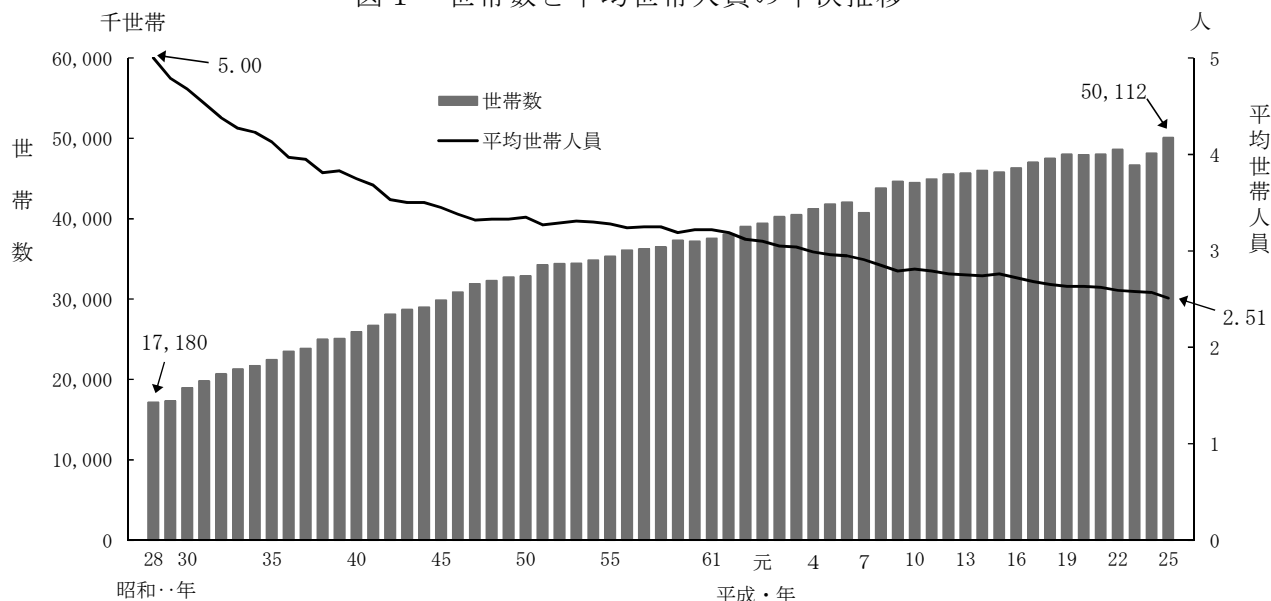
世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は1161万4千世帯(全世帯の23.2%)、「母子世帯」は82万1千世帯(同1.6%)となっている。(表1、図1)

表1 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数、構成割合及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
推計数 (単位: 千世帯)												(人)
昭和61年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成元年	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
22	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
25	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
構成割合 (単位: %)												
昭和61年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
平成元年	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
22	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
25	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	・

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3) 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は2242万世帯（全世帯の44.7%）となっている。

世帯構造別にみると、「夫婦のみの世帯」が697万4千世帯（65歳以上の者のいる世帯の31.1%）で最も多く、次いで「単独世帯」が573万世帯（同25.6%）、「親と未婚の子のみの世帯」が444万2千世帯（同19.8%）となっている。（表2、図2）

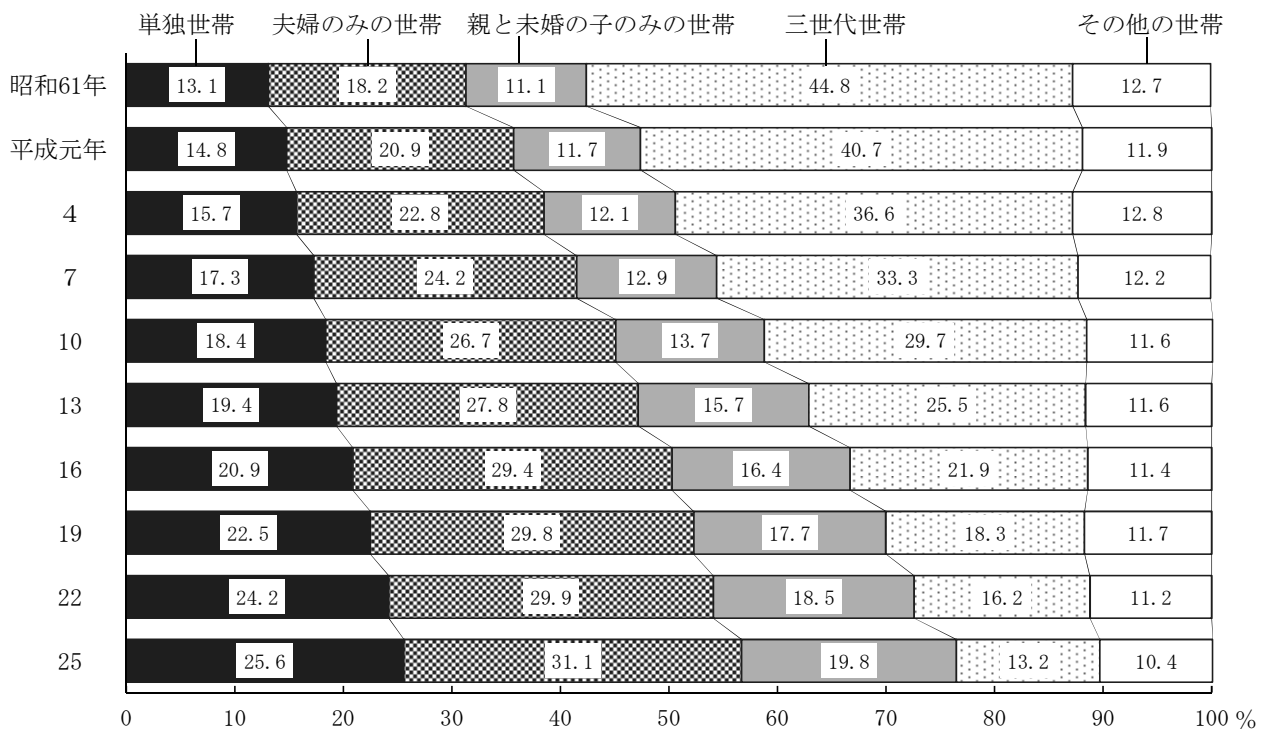
表2 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合の年次推移

年次	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	(再掲)65歳以上の者のみの世帯
推 計 数 (単位：千世帯)								
昭和61年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
平成元年	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
4	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
7	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
10	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
13	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
16	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
19	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
22	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
25	22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
構 成 割 合 (単位：%)								
昭和61年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
平成元年	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
4	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
7	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
10	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
13	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
16	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
19	100.0	・	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
22	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
25	100.0	・	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7

注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図2 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の年次推移



注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯を世帯構造別にみると、「単独世帯」が573万世帯（高齢者世帯の49.3%）、「夫婦のみの世帯」が551万3千世帯（同47.5%）となっている（表3、図3）。

「単独世帯」を性・年齢階級別にみると、男は「65～69歳」が31.5%、女は「75～79歳」が23.7%で最も多くなっている（図4）。

表3 世帯構造別にみた高齢者世帯数及び構成割合の年次推移

年次	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
推 計 数 (単位：千世帯)						
昭和61年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
平成元年	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
4	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
7	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
10	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
13	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
16	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
19	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
22	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
25	11 614	5 730	1 659	4 071	5 513	371
構 成 割 合 (単位：%)						
昭和61年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
平成元年	100.0	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
4	100.0	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
7	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
10	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
13	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
16	100.0	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
19	100.0	48.0	13.0	35.0	48.7	3.2
22	100.0	49.2	13.9	35.3	47.8	3.1
25	100.0	49.3	14.3	35.1	47.5	3.2

注：1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)「その他の世帯」には、親と未婚の子のみの世帯及び三世帯世帯を含む。

図3 世帯構造別にみた高齢者世帯数の構成割合

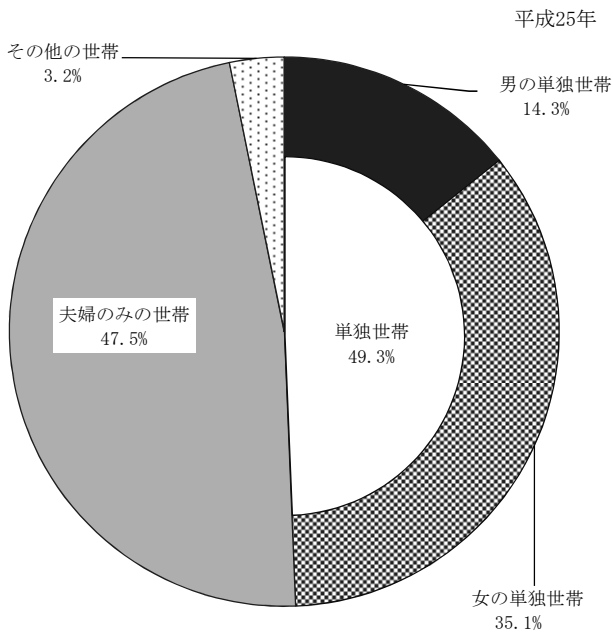
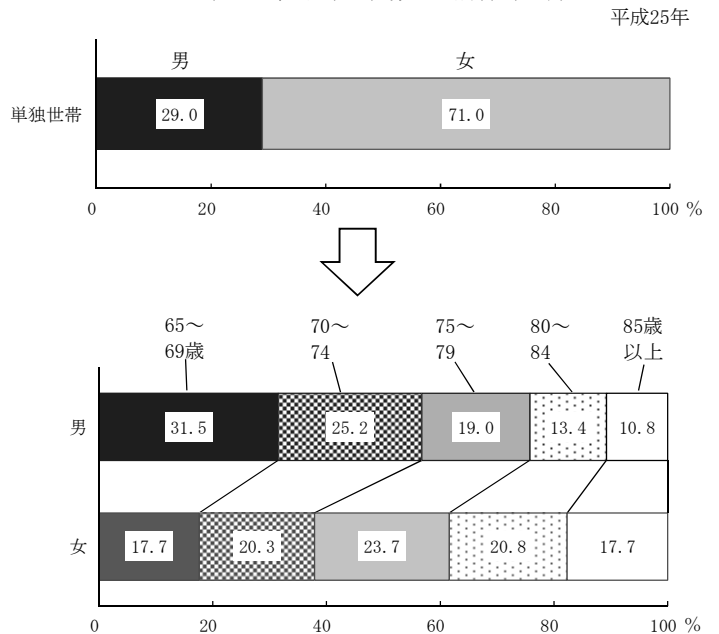


図4 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の単独世帯数の構成割合



3 65歳以上の者の状況

65歳以上の者は3239万4千人となっている。

家族形態別にみると、「子と同居」の者が1295万人（65歳以上の者の40.0%）で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方または一方が65歳以上）の者が1248万7千人（同38.5%）、「単独世帯」の者が573万人（同17.7%）となっている。

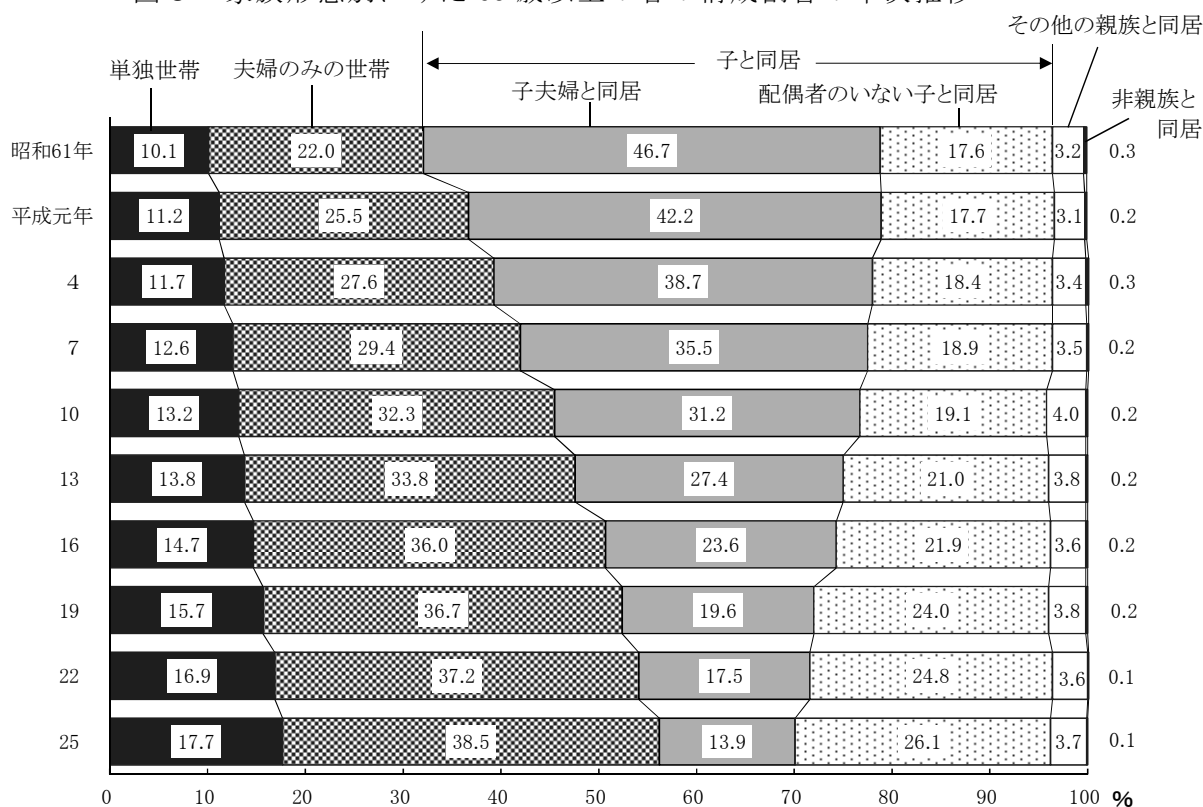
（表4、図5）

表4 家族形態別にみた65歳以上の者の数及び構成割合の年次推移

年次	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居		配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
					子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居			
推 計 数 （単位：千人）									
昭和61年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37	
平成元年	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29	
4	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41	
7	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31	
10	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36	
13	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41	
16	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55	
19	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45	
22	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27	
25	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33	
構 成 割 合 （単位：%）									
昭和61年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3	
平成元年	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2	
4	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3	
7	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2	
10	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2	
13	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2	
16	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2	
19	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2	
22	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1	
25	100.0	17.7	38.5	40.0	13.9	26.1	3.7	0.1	

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図5 家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合の年次推移



注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は1208万5千世帯（全世帯の24.1%）となっている。

世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が870万7千世帯（児童のいる世帯の72.0%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が196万5千世帯（同16.3%）となっている。（表5）

児童数別にみると、児童が「1人」いる世帯は全世帯の10.9%、「2人」いる世帯は10.1%となっている（図6）。

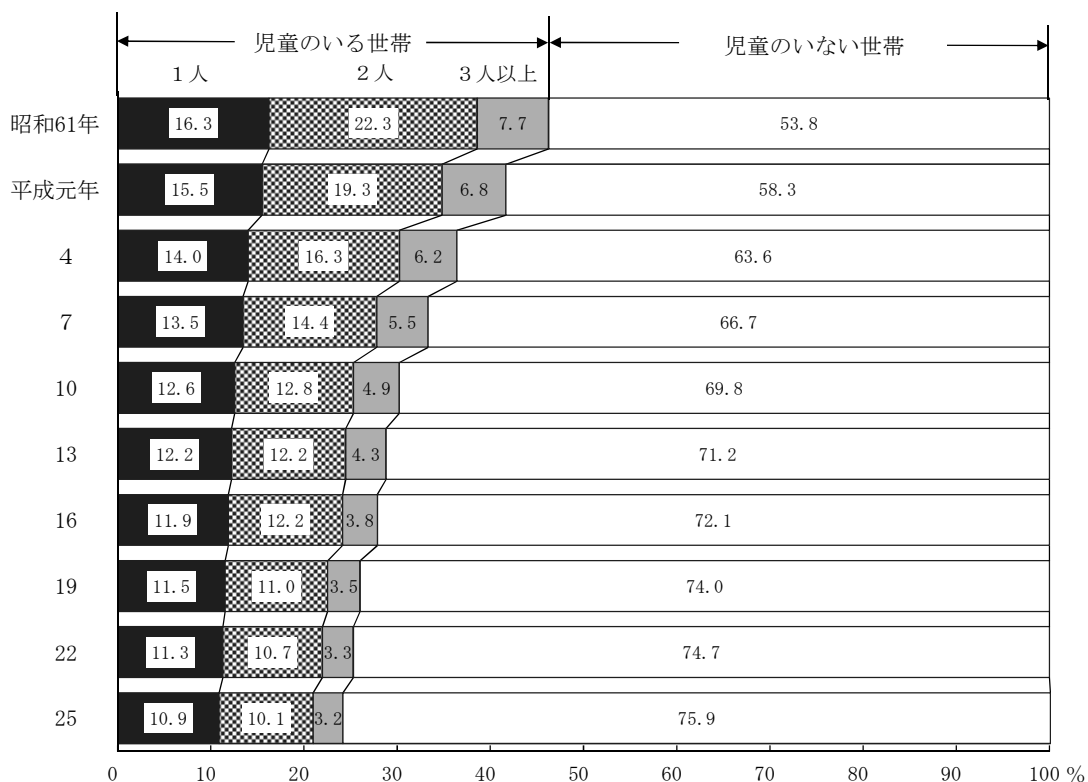
表5 世帯構造別にみた児童のいる世帯数、構成割合及び平均児童数の年次推移

年次	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	推計数 (単位:千世帯)					三世帯世帯	その他の世帯	児童のいる世帯の平均児童数(人)
			核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯			
昭和61年	17 364	(46.2)	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83		
平成元年	16 426	(41.7)	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81		
4	15 009	(36.4)	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80		
7	13 586	(33.3)	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78		
10	13 453	(30.2)	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77		
13	13 156	(28.8)	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75		
16	12 916	(27.9)	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73		
19	12 499	(26.0)	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71		
22	12 324	(25.3)	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70		
25	12 085	(24.1)	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70		
			構成割合 (単位:%)							
昭和61年	100.0	・	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	・		
平成元年	100.0	・	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	・		
4	100.0	・	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	・		
7	100.0	・	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	・		
10	100.0	・	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	・		
13	100.0	・	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	・		
16	100.0	・	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	・		
19	100.0	・	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	・		
22	100.0	・	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	・		
25	100.0	・	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	・		

注: 1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)「その他の世帯」には、単独世帯を含む。

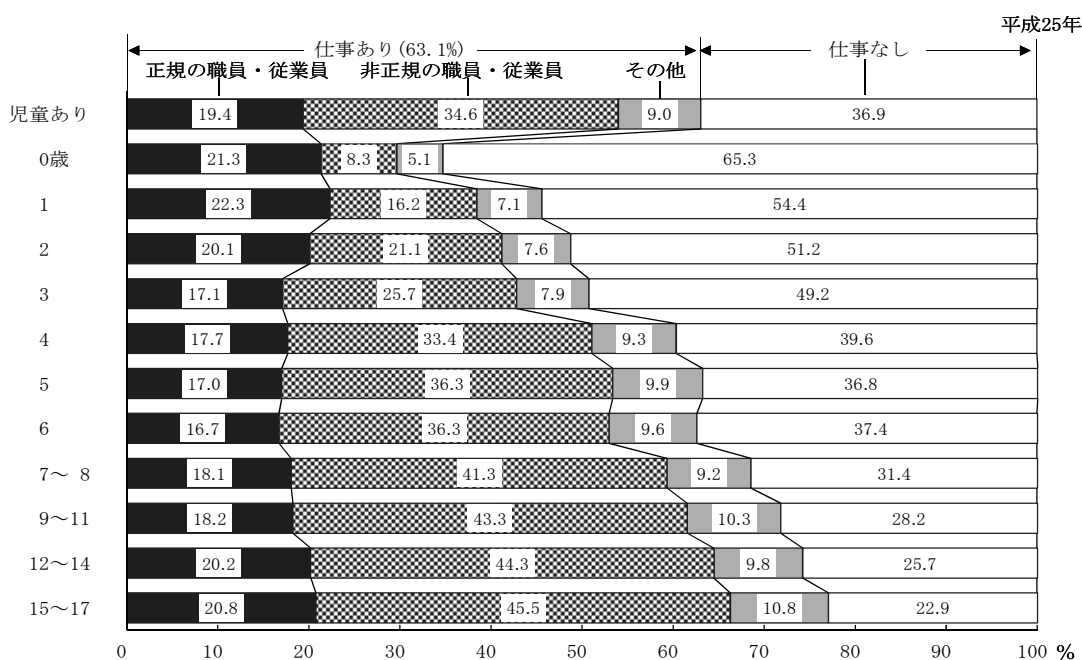
図6 児童の有無（児童数）別にみた世帯数の構成割合の年次推移



注: 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

児童のいる世帯における母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は63.1%となっている。末子の年齢階級別にみると、末子の年齢が高くなるにしたがって「非正規の職員・従業員」の母の割合が高くなる傾向にある。（図7）

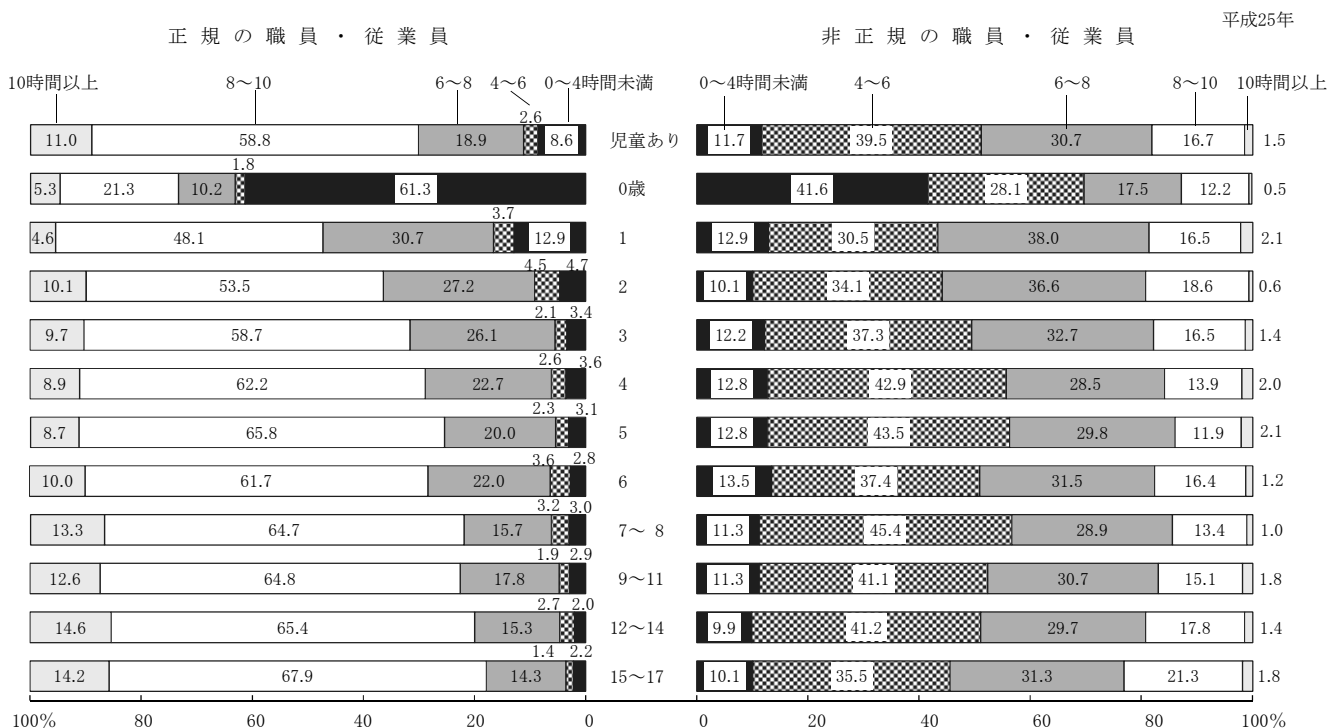
図7 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の構成割合



注：1) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。
2) 「仕事の有無不詳」を含まない。

仕事ありの母の1日平均就業時間を末子の年齢階級別にみると、正規の職員・従業員は、「0歳」では「0～4時間未満」の割合が61.3%で最も高くなっている。それ以外の年齢では「8～10時間未満」の割合が高くなっており、「15～17歳」では67.9%となっている。非正規の職員・従業員は、「0歳」以外の年齢で「4～6時間未満」と「6～8時間未満」が約7割を占めている。（図8）

図8 末子の年齢階級別にみた仕事ありの母の1日平均就業時間階級の構成割合

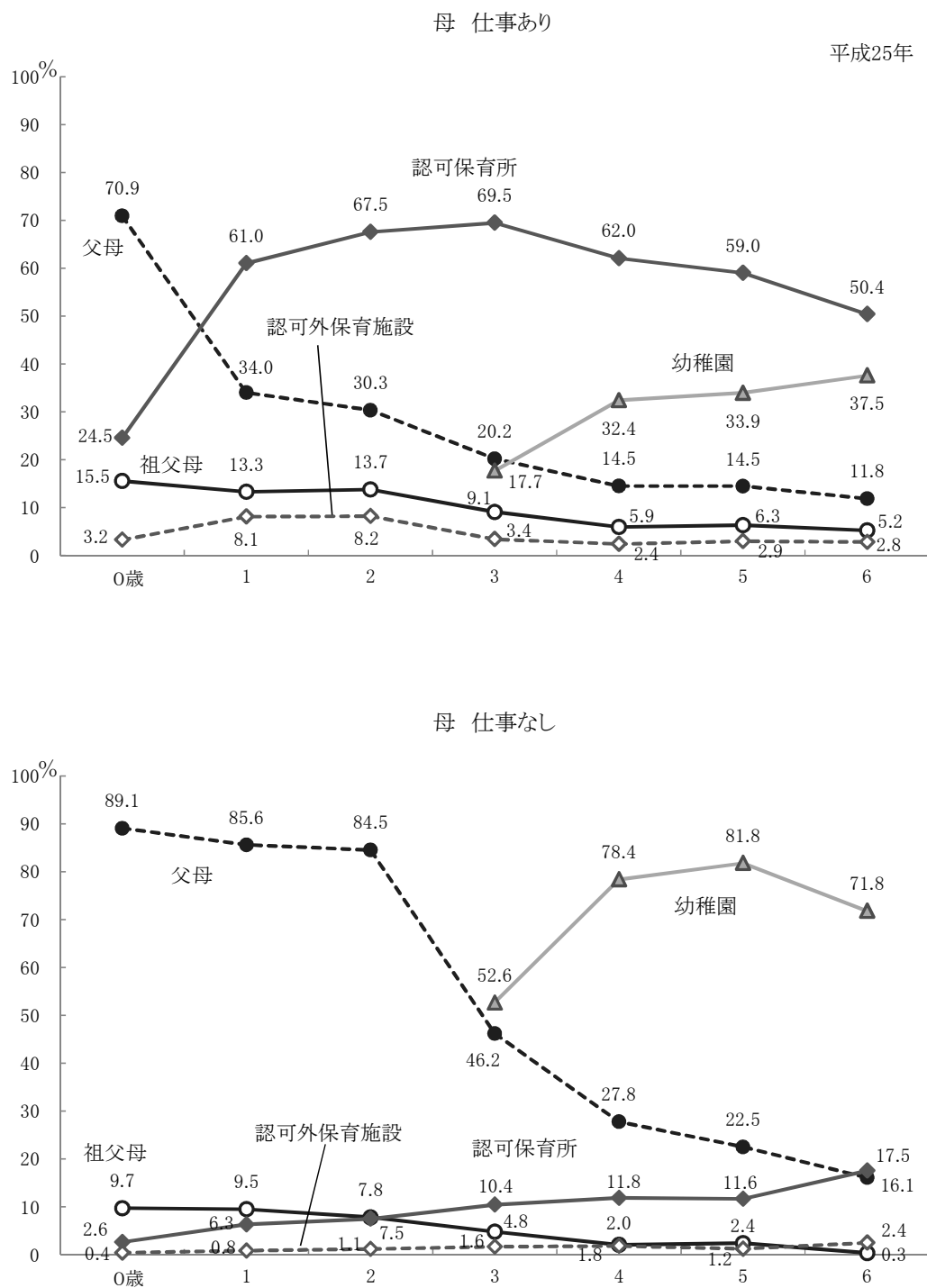


注：1) 1日の平均就業時間は、5月20～26日の間の就業時間を就業日数で除したものである。
2) 「平均就業時間不詳」を含まない。
3) 会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含まない。

末子の乳幼児について、日中における保育の状況を末子の年齢別にみると、仕事ありの母は、「0歳」では「父母」の割合が70.9%で最も高くなっており、「1歳」から「6歳」では「認可保育所」の割合が5割を超えている。また、「3歳」から「6歳」は年齢が高くなるにしたがって「幼稚園」の割合が増えている。

仕事なしの母は、「0歳」から「2歳」では「父母」の割合が最も高く、8割を超えている。また、「3歳」から「6歳」は「幼稚園」の割合が高くなっている。（図9）

図9 母の仕事の有無・末子の乳幼児の年齢別にみた日中の保育の状況の構成割合（複数回答）



5 15歳以上の者の就業の状況

男の15歳以上の者の仕事の有無を年齢階級別にみると、「25～29歳」から「55～59歳」までの「仕事あり」の割合が、ほぼ9割を超える台形型となっている。

仕事ありの者のうち、「正規の職員・従業員」の割合は41.1%、「非正規の職員・従業員」の割合は11.0%となっている。年齢階級別にみると、「25～29歳」から「50～54歳」までの「正規の職員・従業員」の割合が6割を超えている。（表6、図10）

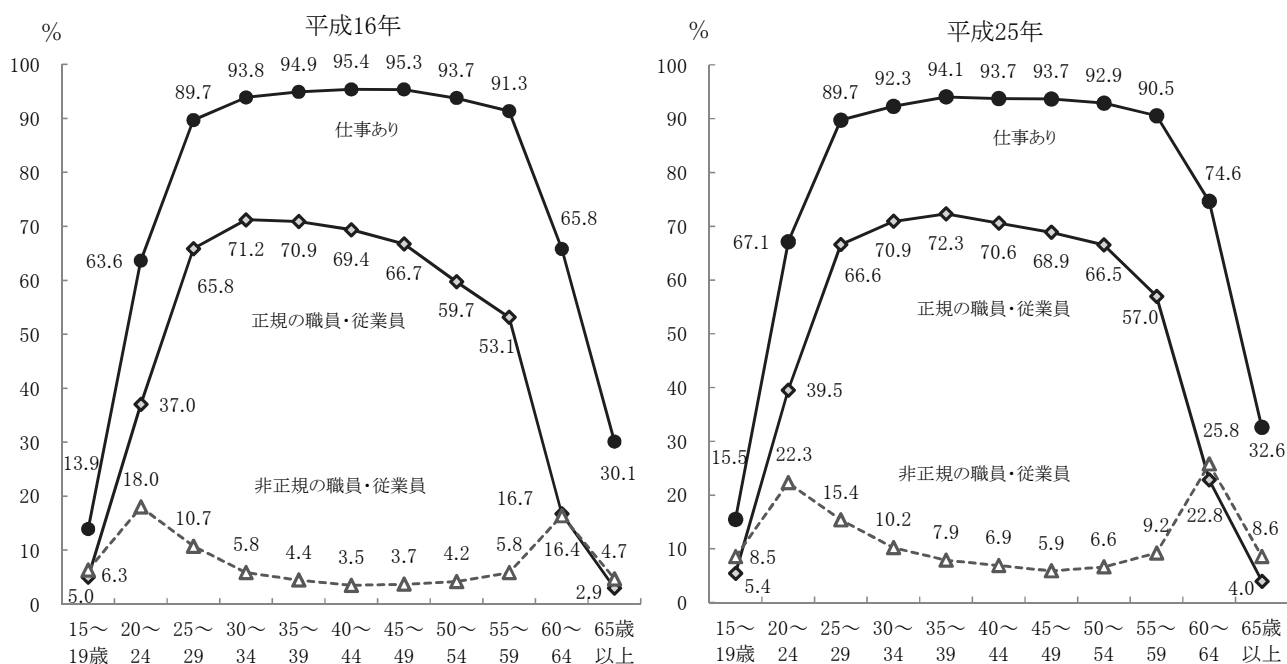
表6 年齢階級別にみた15歳以上の男の仕事の状況の構成割合

（単位：％）

年齢階級	平成16年						平成25年					
	総数	仕事あり	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他	仕事なし	総数	仕事あり	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他	仕事なし
総数	100.0	70.3	41.8	7.0	21.5	29.7	100.0	68.8	41.1	11.0	16.8	31.2
15～19歳	100.0	13.9	5.0	6.3	2.6	86.1	100.0	15.5	5.4	8.5	1.5	84.5
20～24	100.0	63.6	37.0	18.0	8.6	36.4	100.0	67.1	39.5	22.3	5.3	32.9
25～29	100.0	89.7	65.8	10.7	13.1	10.3	100.0	89.7	66.6	15.4	7.7	10.3
30～34	100.0	93.8	71.2	5.8	16.8	6.2	100.0	92.3	70.9	10.2	11.2	7.7
35～39	100.0	94.9	70.9	4.4	19.6	5.1	100.0	94.1	72.3	7.9	13.9	5.9
40～44	100.0	95.4	69.4	3.5	22.5	4.6	100.0	93.7	70.6	6.9	16.3	6.3
45～49	100.0	95.3	66.7	3.7	24.9	4.7	100.0	93.7	68.9	5.9	18.9	6.3
50～54	100.0	93.7	59.7	4.2	29.8	6.3	100.0	92.9	66.5	6.6	19.8	7.1
55～59	100.0	91.3	53.1	5.8	32.4	8.7	100.0	90.5	57.0	9.2	24.3	9.5
60～64	100.0	65.8	16.7	16.4	32.7	34.2	100.0	74.6	22.8	25.8	26.0	25.4
65歳以上	100.0	30.1	2.9	4.7	22.5	69.9	100.0	32.6	4.0	8.6	20.0	67.4

注：1) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。
2) 「仕事の有無不詳」を含まない。

図10 年齢階級別にみた15歳以上の男の仕事ありの構成割合



注：「仕事の有無不詳」を含まない。

女の15歳以上の者の仕事の有無を年齢階級別にみると、「仕事あり」の割合は「30～34歳」を谷とするM字型となっている。

仕事ありの者のうち、「正規の職員・従業員」の割合は16.3%、「非正規の職員・従業員」の割合は22.2%となっている。年齢階級別にみると、「20～24歳」から「30～34歳」までは、「正規の職員・従業員」の割合が3割を超え「非正規の職員・従業員」を上回っているが、それ以外の年齢階級では、「非正規の職員・従業員」の割合が「正規の職員・従業員」を上回っている。（表7、図11）

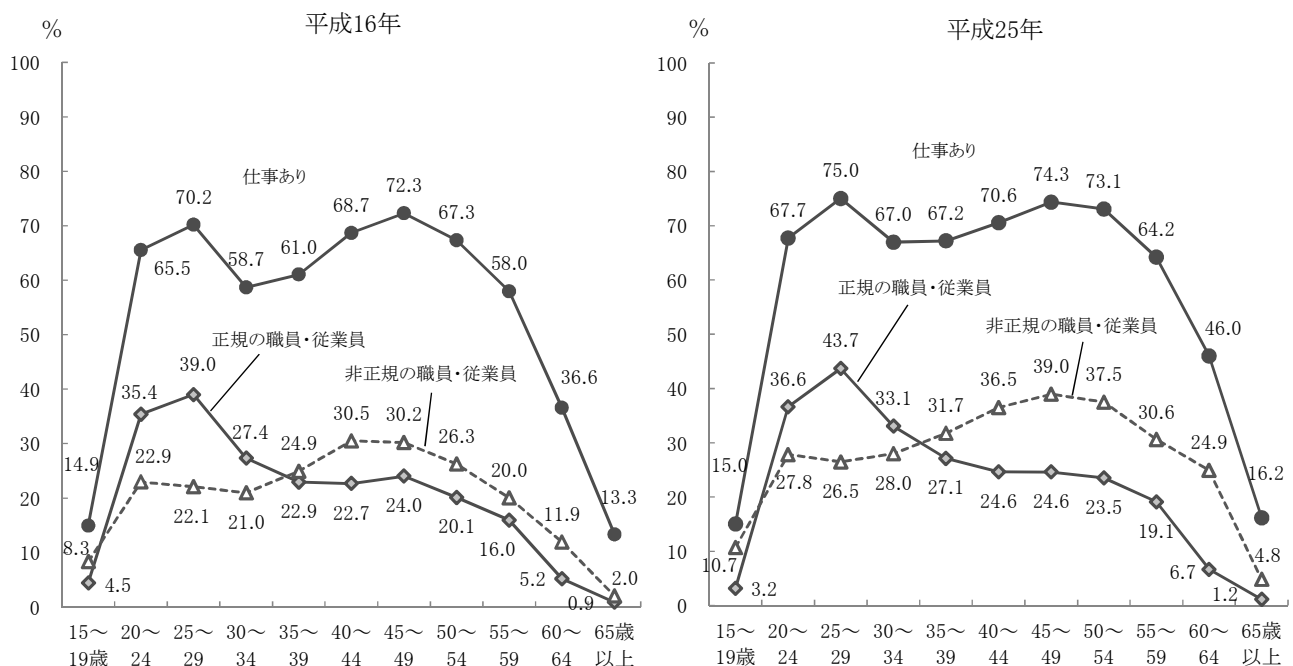
表7 年齢階級別にみた15歳以上の女の仕事の状況の構成割合

(単位：%)

年齢階級	平成16年						平成25年					
	総数	仕事あり	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他	仕事なし	総数	仕事あり	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他	仕事なし
総数	100.0	46.3	16.1	16.8	13.4	53.7	100.0	48.0	16.3	22.2	9.5	52.0
15～19歳	100.0	14.9	4.5	8.3	2.1	85.1	100.0	15.0	3.2	10.7	1.2	85.0
20～24	100.0	65.5	35.4	22.9	7.2	34.5	100.0	67.7	36.6	27.8	3.2	32.3
25～29	100.0	70.2	39.0	22.1	9.1	29.8	100.0	75.0	43.7	26.5	4.9	25.0
30～34	100.0	58.7	27.4	21.0	10.4	41.3	100.0	67.0	33.1	28.0	5.9	33.0
35～39	100.0	61.0	22.9	24.9	13.2	39.0	100.0	67.2	27.1	31.7	8.4	32.8
40～44	100.0	68.7	22.7	30.5	15.5	31.3	100.0	70.6	24.6	36.5	9.4	29.4
45～49	100.0	72.3	24.0	30.2	18.1	27.7	100.0	74.3	24.6	39.0	10.8	25.7
50～54	100.0	67.3	20.1	26.3	21.0	32.7	100.0	73.1	23.5	37.5	12.1	26.9
55～59	100.0	58.0	16.0	20.0	22.0	42.0	100.0	64.2	19.1	30.6	14.5	35.8
60～64	100.0	36.6	5.2	11.9	19.4	63.4	100.0	46.0	6.7	24.9	14.4	54.0
65歳以上	100.0	13.3	0.9	2.0	10.4	86.7	100.0	16.2	1.2	4.8	10.2	83.8

注：1) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。
2) 「仕事の有無不詳」を含まない。

図11 年齢階級別にみた15歳以上の女の仕事ありの構成割合



注：「仕事の有無不詳」を含まない。

II 各種世帯の所得等の状況

「平成25年調査」の所得とは、平成24年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、貯蓄・借入金とは、平成25年6月末日の現在高及び残高である。

なお、生活意識については、平成25年7月11日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

平成24年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が537万2千円となっている。また、「高齢者世帯」が309万1千円、「児童のいる世帯」が673万2千円となっている。（表8、図12）

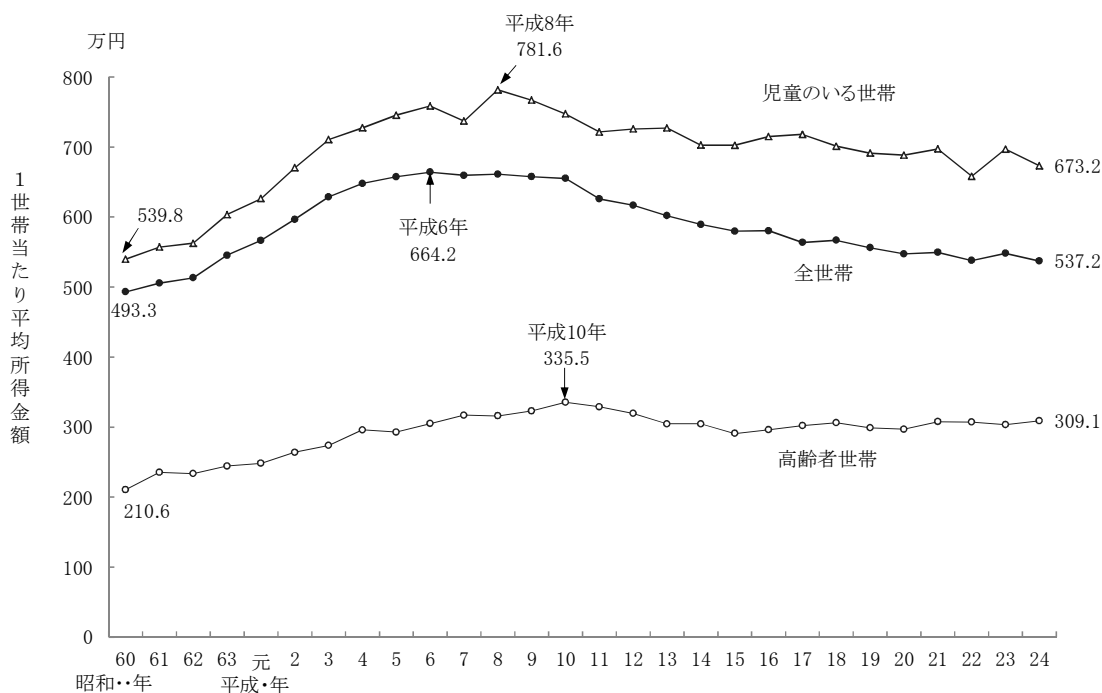
表8 1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	平成 15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24
全世帯(万円)	579.7	580.4	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	538.0	548.2	537.2
対前年増加率(%)	△1.6	0.1	△2.9	0.5	△1.9	△1.6	0.4	△2.1	1.9	△2.0
高齢者世帯(万円)	290.9	296.1	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	307.2	303.6	309.1
対前年増加率(%)	△4.5	1.8	2.0	1.5	△2.4	△0.6	3.7	△0.2	△1.2	1.8
児童のいる世帯(万円)	702.6	714.9	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1	697.0	673.2
対前年増加率(%)	△0.0	1.8	0.4	△2.3	△1.4	△0.4	1.3	△5.6	5.9	△3.4

注：1)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

図12 1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1)平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

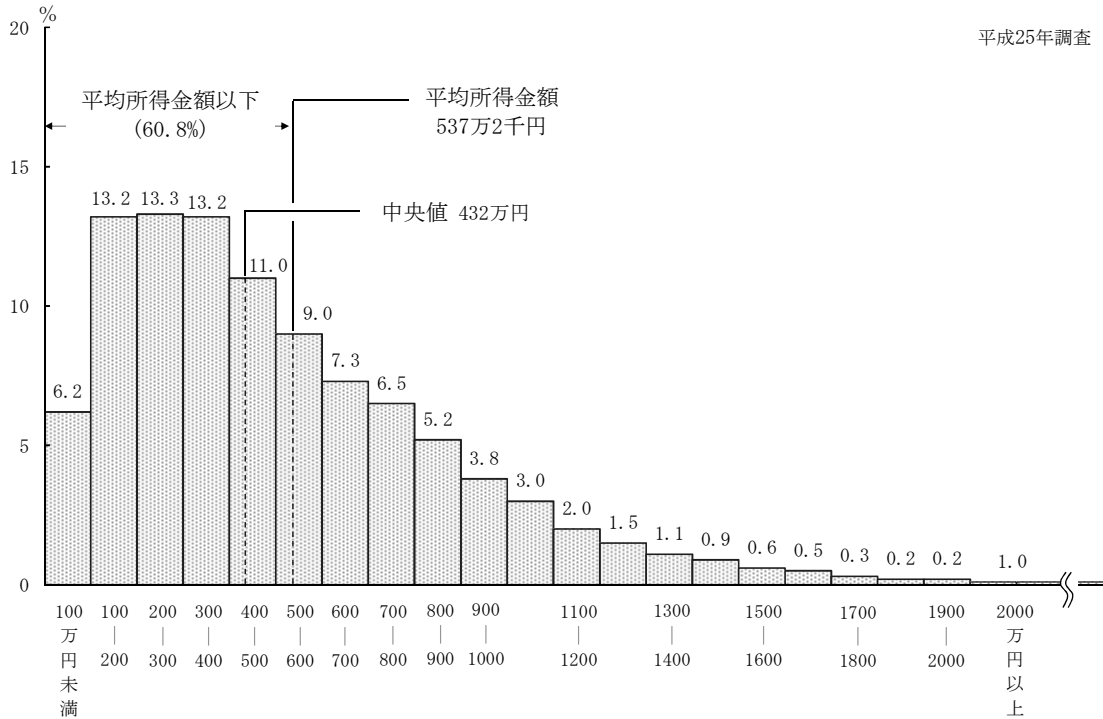
2)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

2 所得の分布状況

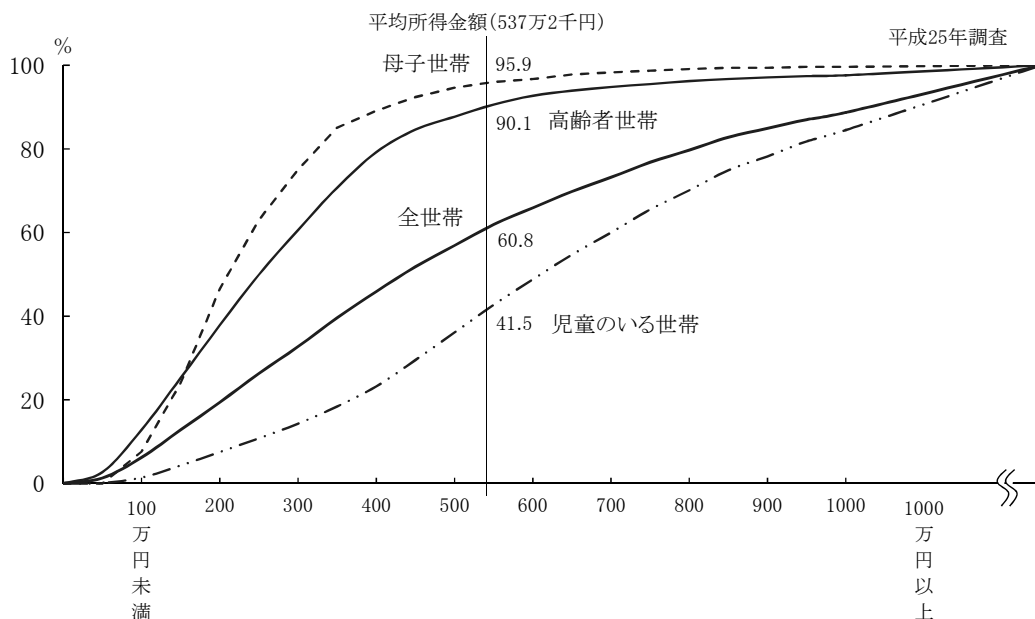
所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200～300万円未満」が13.3%、「100～200万円未満」及び「300～400万円未満」が13.2%と多くなっている。
中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値）は432万円であり、平均所得金額（537万2千円）以下の割合は60.8%となっている。（図13）

図13 世帯数の所得金額階級別相対度数分布



各種世帯について、平均所得金額（537万2千円）以下の割合をみると、「高齢者世帯」が90.1%、「児童のいる世帯」が41.5%、「母子世帯」が95.9%となっている（図14）。

図14 世帯数の所得金額別累積度数分布

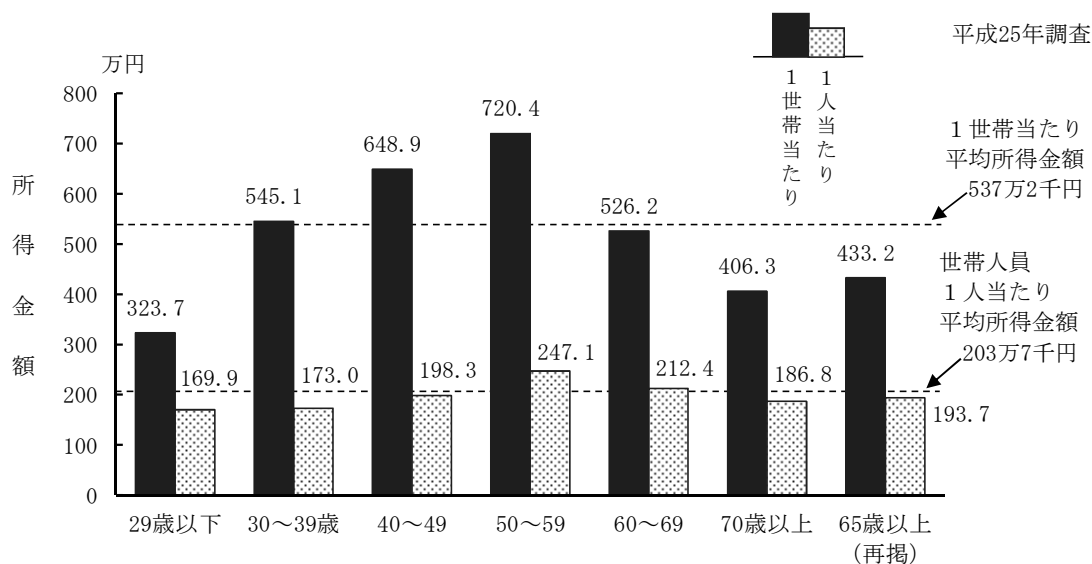


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が720万4千円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の323万7千円となっている。

世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が247万1千円で最も高く、最も低いのは「29歳以下」の169万9千円となっている。（図15）

図15 世帯主の年齢階級別に見た1世帯当たり－世帯人員1人当たり平均所得金額

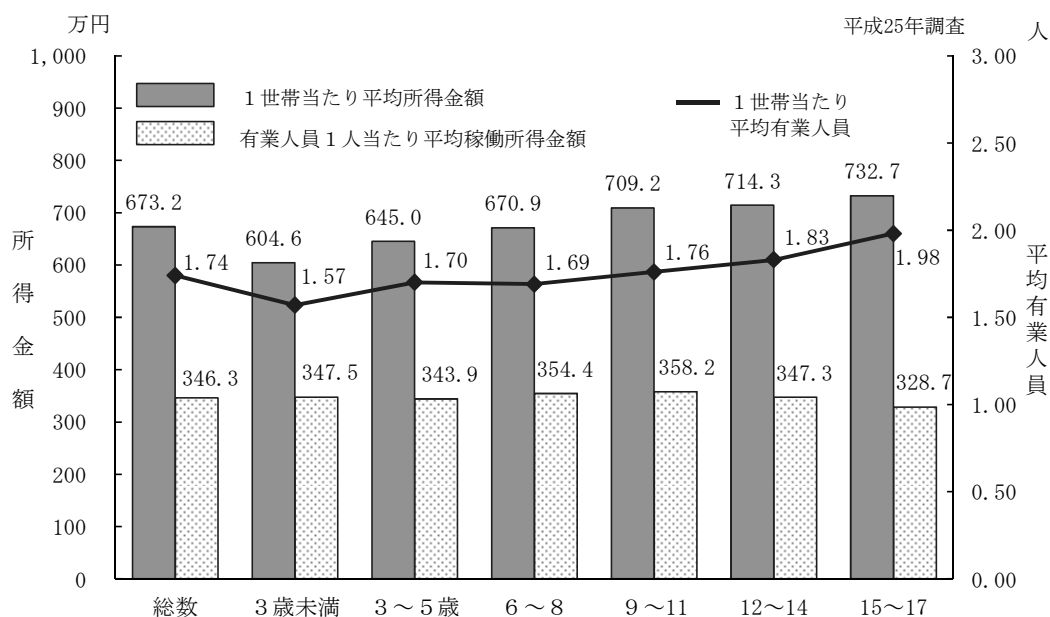


4 児童のいる世帯の所得の状況

児童のいる世帯について末子の年齢階級別にみると、1世帯当たり平均所得金額は「15～17歳」が最も高く732万7千円、有業人員1人当たりの平均稼働所得は「9～11歳」が最も高く358万2千円となっているものの、末子の年齢による差はあまりない。

平均有業人員は「15～17歳」が最も高く1.98人となっている。（図16）

図16 末子の年齢階級別に見た児童のいる世帯の所得の状況



5 所得の種類別の状況

所得の種類別に1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が73.8%、「公的年金・恩給」が19.1%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が68.5%、「稼働所得」が18.0%となっている（表9）。

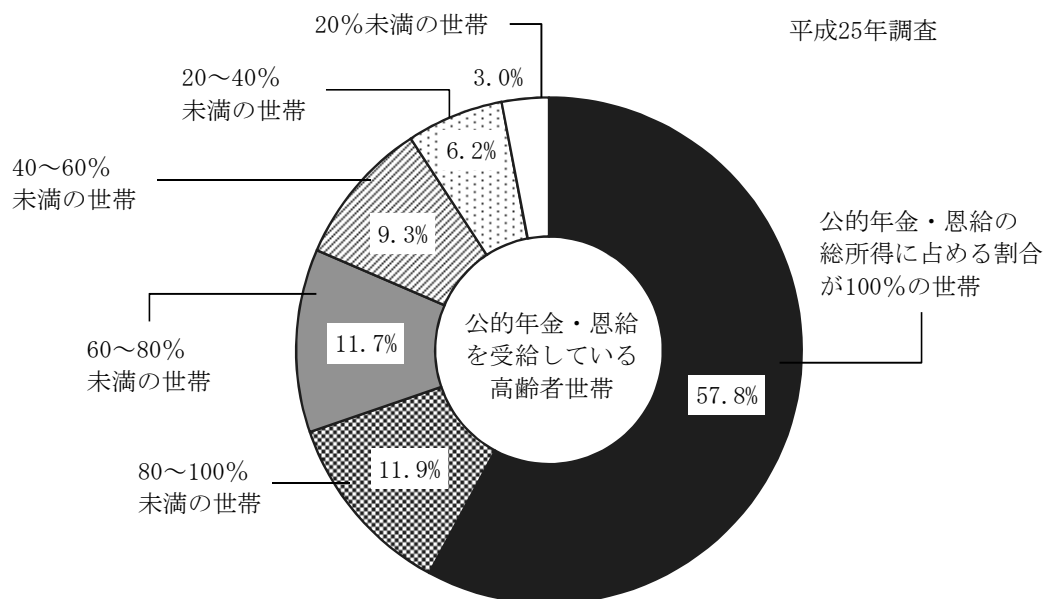
表9 所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

平成25年調査

世帯の種類	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	送り・企業年金・個人年金・その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	537.2	396.7	102.7	16.4	8.6	12.8
高齢者世帯	309.1	55.7	211.9	22.2	2.5	16.8
児童のいる世帯	673.2	603.0	29.1	11.5	23.2	6.3
母子世帯	243.4	179.0	7.6	1.7	49.3	5.8
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）						
全世帯	100.0	73.8	19.1	3.1	1.6	2.4
高齢者世帯	100.0	18.0	68.5	7.2	0.8	5.4
児童のいる世帯	100.0	89.6	4.3	1.7	3.4	0.9
母子世帯	100.0	73.5	3.1	0.7	20.2	2.4

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は57.8%となっている（図17）。

図17 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



6 貯蓄、借入金の状況

貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は79.5%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1047万円となっている。母子世帯では、「貯蓄がある」は60.6%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は263万8千円となっている。

また、「貯蓄がある」を貯蓄額階級別にみると、「50万円未満」は、「全世帯」では4.9%であるが、「母子世帯」では12.7%となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は30.1%で、「1世帯当たり平均借入金額」は438万7千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は51.7%で、「1世帯当たり平均借入金額」は881万9千円となっている。（表10）

表10 貯蓄額階級別・借入金額階級別にみた世帯数の構成割合
(単位：%) 平成25年

貯蓄・借入金額階級— 平均貯蓄・借入金額	全世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	母子世帯
貯蓄額階級 総数	100.0	100.0	100.0	100.0
貯蓄がない	16.0	16.8	15.3	36.5
貯蓄がある	79.5	77.9	81.0	60.6
50万円未満	4.9	3.9	4.8	12.7
50～100	3.9	3.3	4.9	7.7
100～200	7.6	6.3	10.2	11.2
200～300	6.2	5.4	7.9	3.8
300～400	6.0	5.0	7.7	3.7
400～500	3.3	2.8	4.6	3.5
500～700	9.0	8.2	10.9	6.0
700～1000	6.2	6.2	6.9	2.8
1000～1500	8.3	8.4	7.6	3.0
1500～2000	4.8	5.6	3.1	0.7
2000～3000	6.2	7.1	4.1	0.6
3000万円以上	9.1	11.6	4.4	1.7
貯蓄あり額不詳	3.9	4.0	4.1	3.1
不詳	4.5	5.3	3.7	2.9
1世帯当たり 平均貯蓄額(万円)	1 047.0	1 268.1	706.7	263.8
借入金額階級 総数	100.0	100.0	100.0	100.0
借入金がない	61.4	77.3	42.9	71.0
借入金がある	30.1	8.6	51.7	23.8
50万円未満	1.4	1.3	1.5	6.0
50～100	1.6	0.8	1.9	3.8
100～200	2.9	1.1	3.2	4.8
200～300	1.9	0.9	2.2	1.2
300～400	1.5	0.7	1.6	1.3
400～500	1.0	0.3	1.4	1.1
500～700	2.0	0.7	2.3	1.2
700～1000	2.4	0.4	3.5	1.3
1000～1500	3.6	0.5	6.7	1.3
1500～2000	3.2	0.4	6.8	0.3
2000～3000	4.7	0.4	12.4	0.6
3000万円以上	3.0	0.7	6.9	0.5
借入金あり額不詳	0.7	0.3	1.2	0.3
不詳	8.6	14.1	5.4	5.3
1世帯当たり 平均借入金額(万円)	438.7	99.2	881.9	100.0

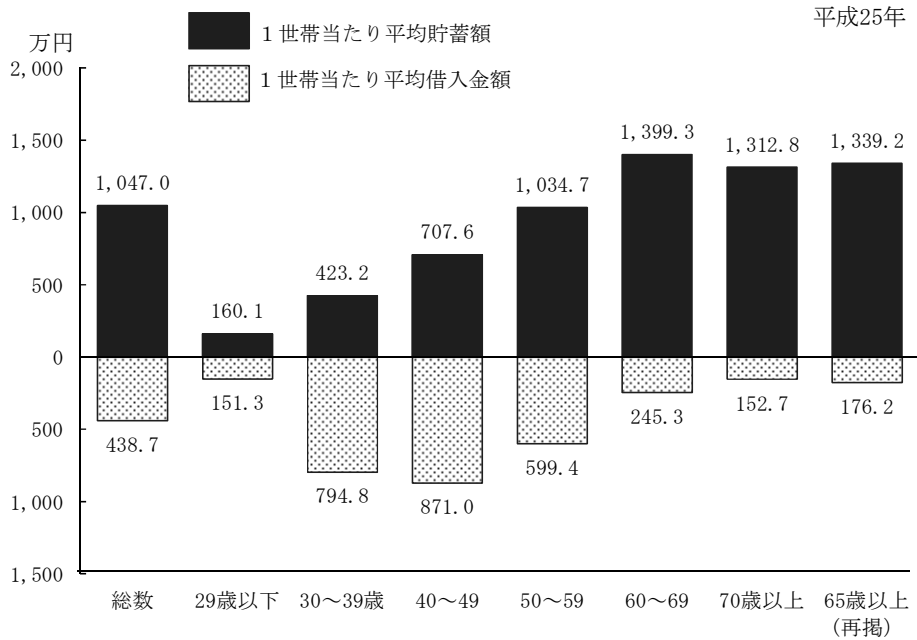
注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。

2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況を見ると、「60～69歳」が1399万3千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1312万8千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況を見ると、「40～49歳」が871万円と最も高く、次いで「30～39歳」が794万8千円となっている。（図18）

図18 世帯主の年齢（10歳階級）別にみた1世帯当たり平均貯蓄額－平均借入金額



- 注：1）「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
 2）「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
 3）年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

平成25年の貯蓄現在高をみると、前年と比べて「貯蓄が減った」は、「総数」では41.3%となっている。また、「60～69歳」が46.2%と最も高く、次いで「70歳以上」が42.9%となっている。

貯蓄の減った世帯を減額理由別にみると、「日常の生活費への支出」は、「60～69歳」が74.7%と最も高く、次いで「29歳以下」が74.6%となっている。（表11）

表11 貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別にみた世帯数の構成割合

（単位：%）

平成25年

世帯主の年齢階級	総数	貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が減った	減額理由（複数回答）				
					日常の生活費への支出	土地・住宅の購入費	入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出	株式等の評価額の減少	その他
総数	100.0	11.3	34.3	41.3 (100.0)	(71.5)	(8.5)	(27.0)	(5.5)	(28.4)
29歳以下	100.0	24.0	43.1	27.1 (100.0)	(74.6)	(10.3)	(36.2)	(0.5)	(25.7)
30～39歳	100.0	21.3	36.5	35.4 (100.0)	(69.1)	(15.2)	(27.3)	(2.0)	(27.0)
40～49	100.0	14.9	37.2	38.5 (100.0)	(69.6)	(8.8)	(37.6)	(2.9)	(26.7)
50～59	100.0	12.3	34.2	41.2 (100.0)	(65.9)	(8.8)	(36.3)	(3.5)	(29.9)
60～69	100.0	8.7	30.8	46.2 (100.0)	(74.7)	(8.2)	(23.2)	(7.8)	(29.9)
70歳以上	100.0	5.4	33.7	42.9 (100.0)	(73.0)	(6.2)	(19.4)	(7.3)	(27.6)
(再掲)65歳以上	100.0	6.1	32.8	43.9 (100.0)	(73.2)	(6.6)	(21.0)	(7.8)	(28.1)

- 注：1）「総数」には、増減状況不詳を含む。
 2）年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

7 貧困率の状況

平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.1%となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%となっている。

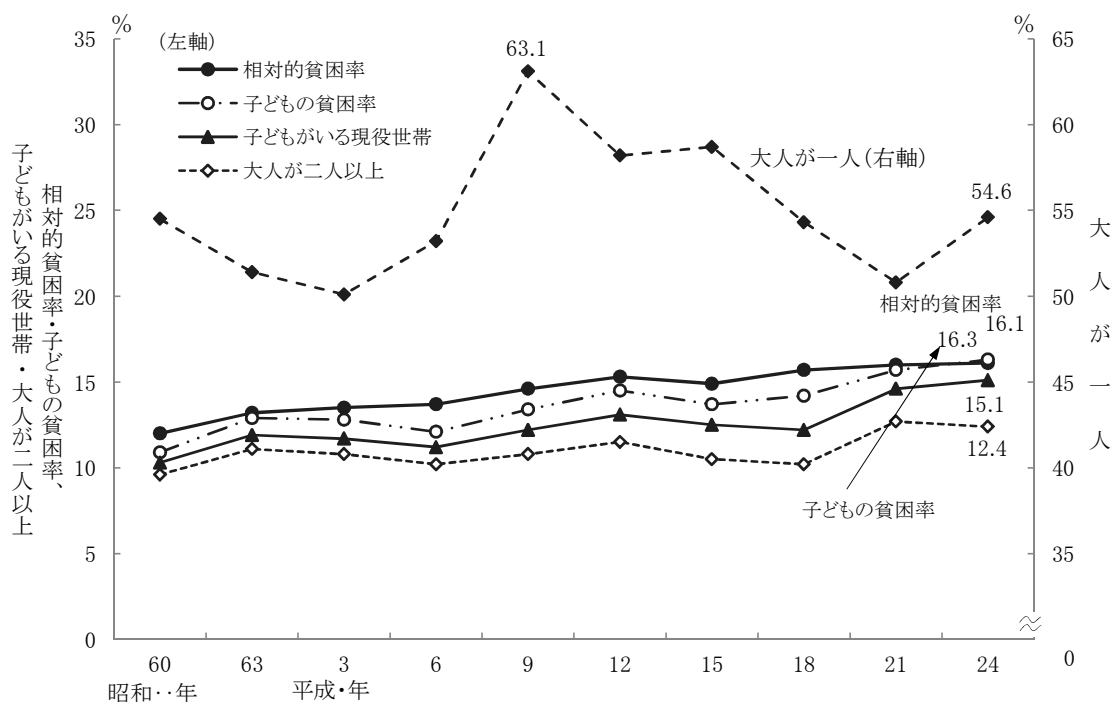
「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、15.1%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では54.6%、「大人が二人以上」の世帯員では12.4%となっている。（表12、図19）

表12 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値 (昭和60年基準)										
中央値 (b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
貧困線 (b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和60年（1985年）を基準とした消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数（平成22年基準））で調整したものである。

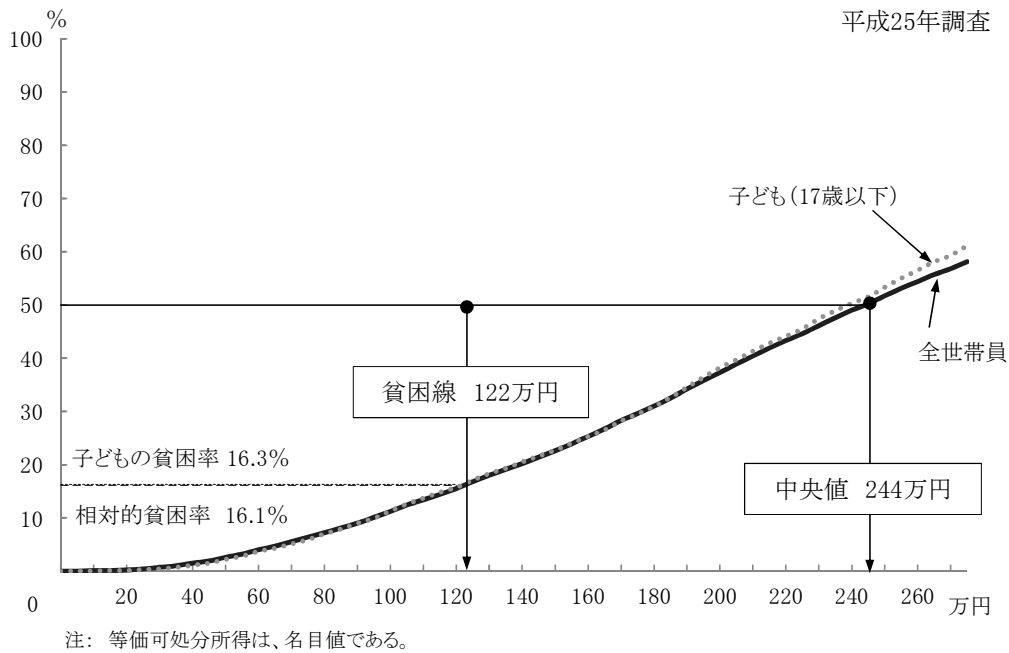
図19 貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

等価可処分所得金額別に世帯員数の累積度数分布をみると、「全世帯員」と「子ども（17歳以下）」は、ほぼ同様の分布となっている（図20）。

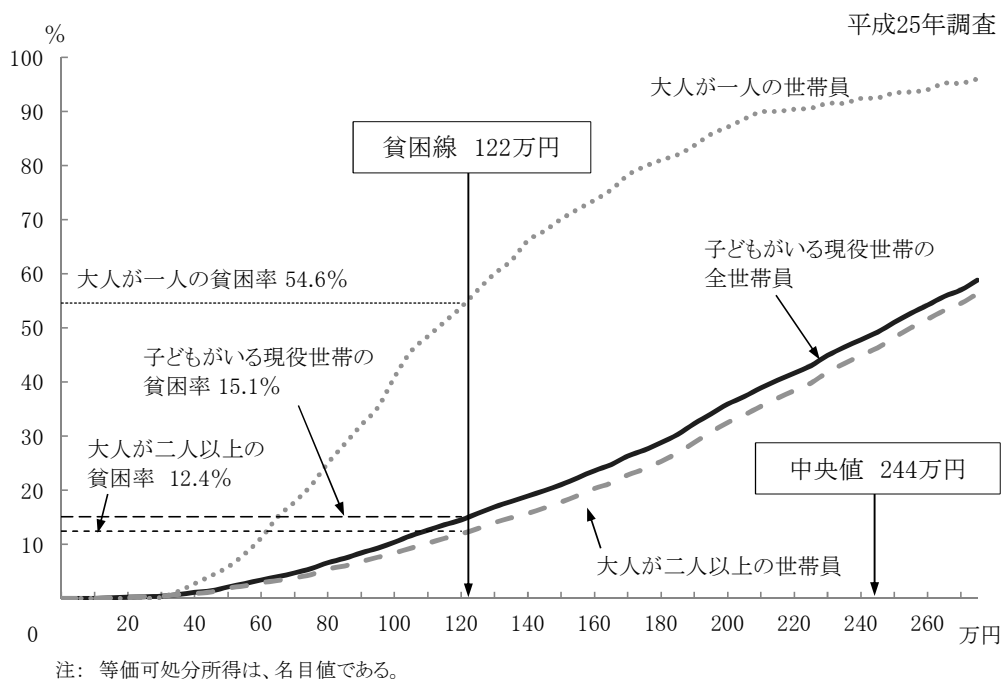
図20 等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



子どもがいる現役世帯の世帯員について累積度数分布をみると、「子どもがいる現役世帯の全世帯員」と「大人が二人以上の世帯員」は、ほぼ同様の分布となっている。

また、「大人が一人の世帯員」は、等価可処分所得金額が30万円台から170万円台までに集中した分布となっている。（図21）

図21 子どもがいる現役世帯の
 等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布

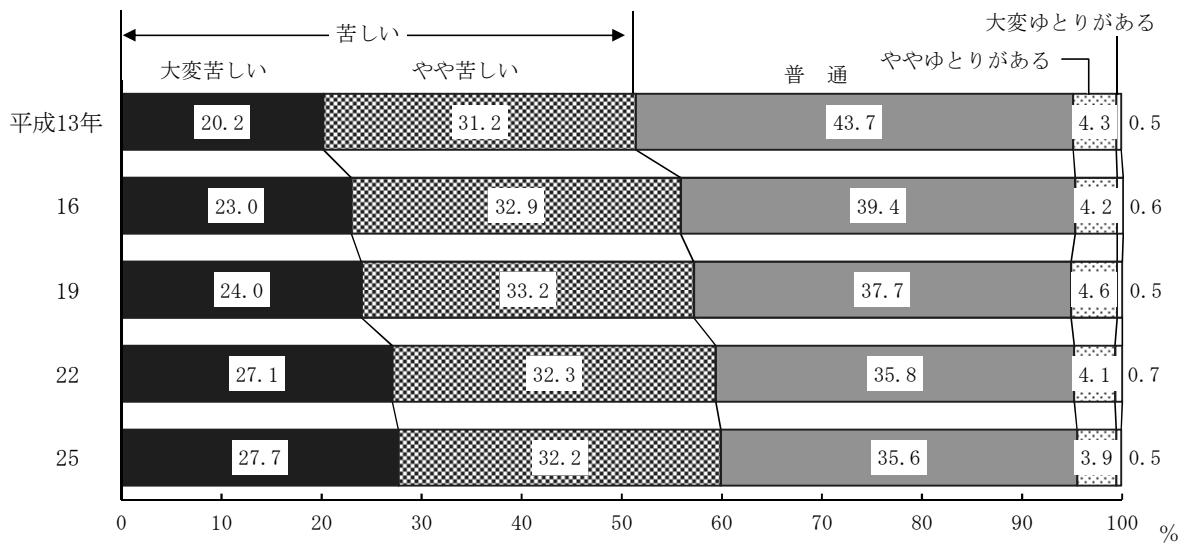


8 生活意識の状況

生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が59.9%、「普通」が35.6%となっている。

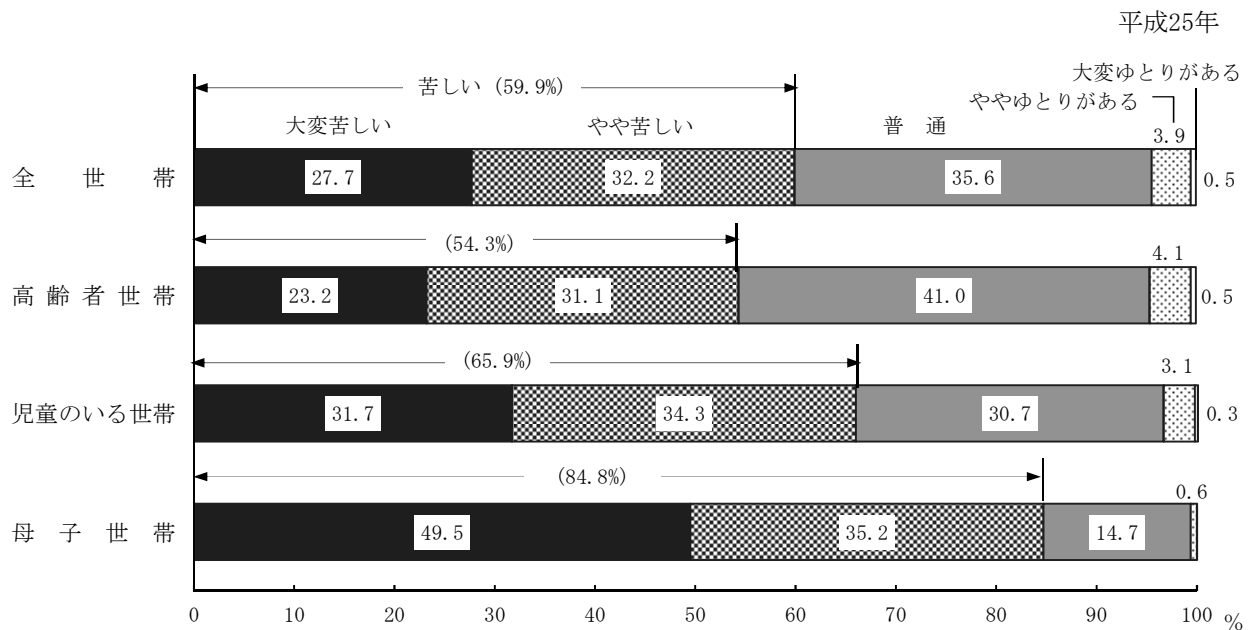
年次推移をみると、「苦しい」と答えた世帯の割合は、近年、上昇傾向となっている。（図22）

図22 生活意識別にみた世帯数の構成割合の年次推移



各種世帯について、生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」と答えた世帯の割合は、「母子世帯」が84.8%、「児童のいる世帯」が65.9%となっている（図23）。

図23 生活意識別にみた世帯数の構成割合



Ⅲ 世帯員の健康状況

1 自覚症状の状況

病気やけが等で自覚症状のある者（有訴者）は人口千人当たり 312.4（この割合を「有訴者率」という。）となっている。

有訴者率（人口千対）を性別にみると、男 276.8、女 345.3 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「10～19歳」の 176.4 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80歳以上」では 537.5 となっている。（表 13）

症状別にみると、男では「腰痛」での有訴者率が最も高く、次いで「肩こり」、「鼻がつまる・鼻汁が出る」、女では「肩こり」が最も高く、次いで「腰痛」、「手足の関節が痛む」となっている（図 24）。

表 13 性・年齢階級別にみた有訴者率（人口千対）

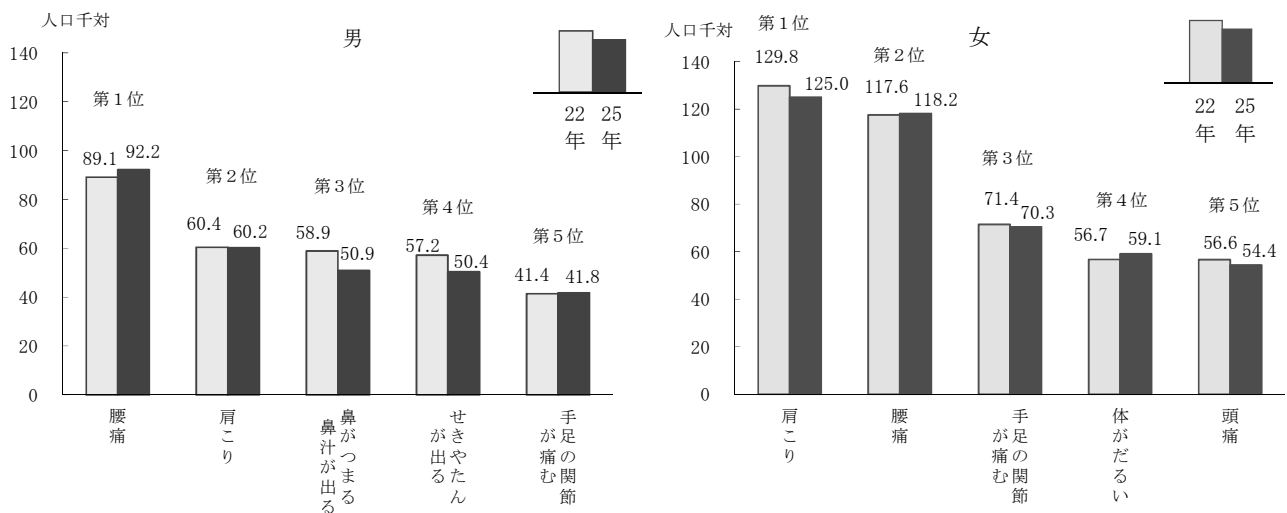
（単位：人口千対）

年齢階級	平成25年			平成22年		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	312.4	276.8	345.3	322.2	286.8	355.1
9歳以下	196.5	204.7	187.9	248.1	252.8	243.2
10～19	176.4	175.2	177.8	203.4	207.3	199.3
20～29	213.2	168.7	257.6	221.9	178.5	264.7
30～39	258.7	214.4	301.4	272.4	225.7	317.1
40～49	281.1	234.3	325.7	292.1	246.0	336.5
50～59	319.5	271.0	365.8	321.3	275.9	364.8
60～69	363.0	338.5	385.5	381.6	350.9	410.1
70～79	474.8	448.0	497.4	484.3	454.9	509.1
80歳以上 (再掲)	537.5	528.1	542.9	525.1	518.4	528.9
65歳以上	466.1	439.9	486.6	471.1	443.7	492.5
75歳以上	525.6	506.1	538.8	517.5	500.0	529.0

注：1）有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯員数には入院者を含む。

2）「総数」には、年齢不詳を含む。

図 24 性別にみた有訴者率の上位 5 症状（複数回答）



注：有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯員には入院者を含む。

2 通院者の状況

傷病で通院している者（通院者）は人口千人当たり 378.3（この割合を「通院者率」という。）となっている。

通院者率（人口千対）を性別にみると、男 358.8、女 396.3 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「10～19歳」の 133.0 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80歳以上」で 734.1 となっている。（表 14）

傷病別にみると、男では「高血圧症」での通院者率が最も高く、次いで「糖尿病」、「歯の病気」、女では「高血圧症」が最も高く、次いで「腰痛症」、「眼の病気」となっている（図 25）。

表 14 性・年齢階級別にみた通院者率（人口千対）

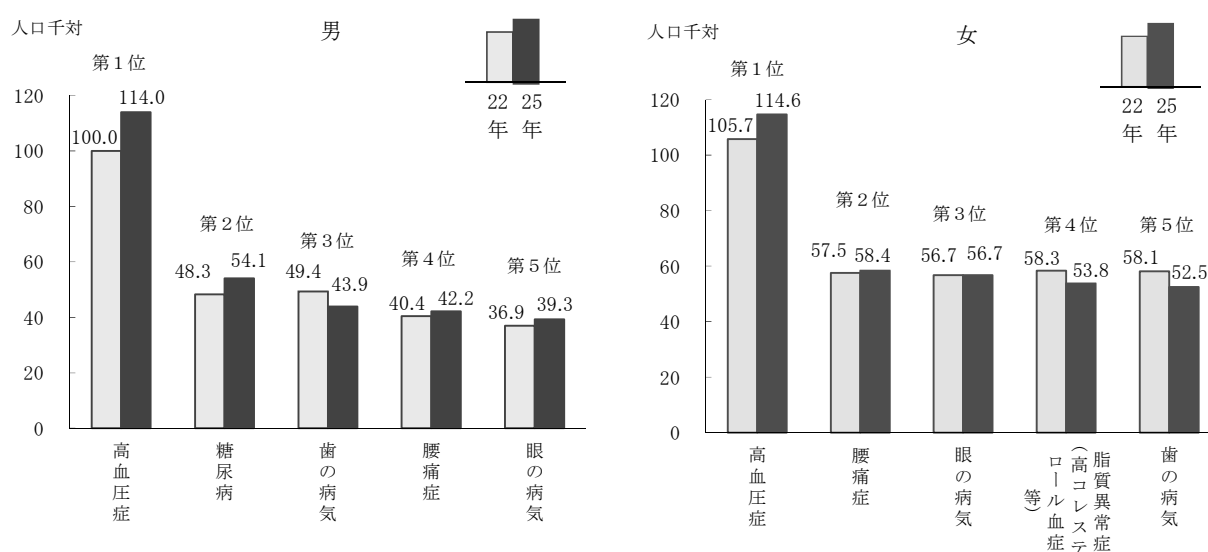
（単位：人口千対）

年齢階級	平成25年			平成22年		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	378.3	358.8	396.3	370.0	348.1	390.4
9歳以下	163.9	178.6	148.4	194.3	208.0	180.3
10～19	133.0	138.9	126.9	150.7	156.4	144.8
20～29	150.4	123.4	177.2	153.3	123.6	182.5
30～39	204.1	178.4	228.9	203.7	172.6	233.4
40～49	272.7	258.9	285.8	274.8	260.6	288.5
50～59	418.8	408.5	428.5	409.5	394.8	423.6
60～69	576.6	574.1	578.9	569.2	559.5	578.3
70～79	707.5	702.8	711.5	707.6	691.6	721.2
80歳以上 （再掲）	734.1	733.3	734.5	710.0	714.9	707.1
65歳以上	690.6	685.2	694.9	679.4	667.9	688.3
75歳以上	735.0	732.9	736.4	721.9	717.6	724.7

注：1）通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含む。

2）「総数」には、年齢不詳を含む。

図 25 性別にみた通院者率の上位 5 傷病（複数回答）



注：通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

3 健康意識

6歳以上の者（入院者は除く。）について、健康意識の構成割合をみると、自分の健康を「よいと思っている」（「よい」と「まあよい」をあわせた者）は38.5%となっており、「ふつう」46.9%、「あまりよくない」11.5%、「よくない」1.9%となっている。

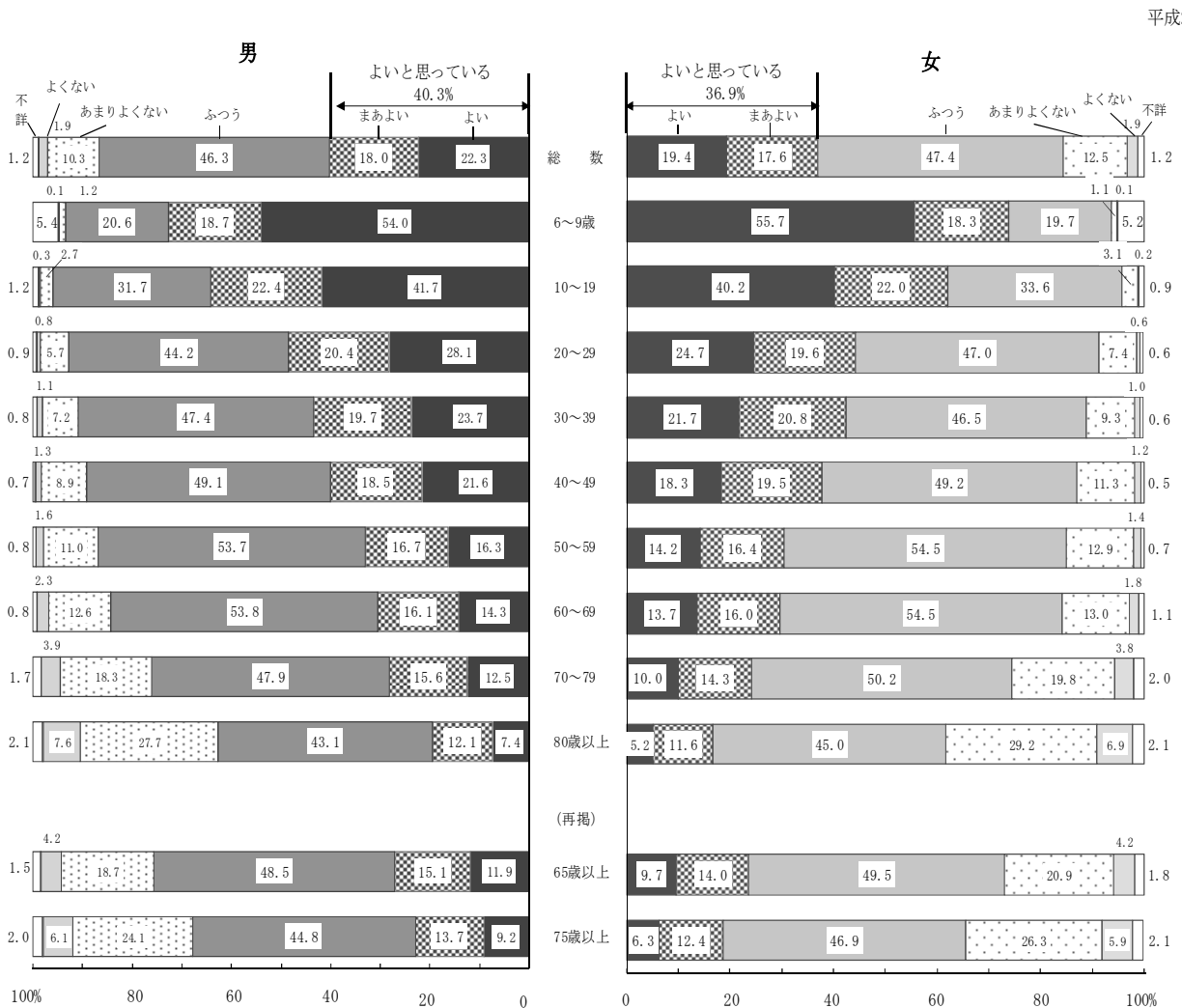
自分の健康を「よいと思っている」を性別にみると、男40.3%、女36.9%となっている。（表15、図26）

表15 性別にみた健康意識の構成割合（6歳以上）

性	総数	よいと 思っ ている		ふつう	あまり よくない	よくない	不 詳
		よ い	ま あ よ い				
総数	100.0	38.5	20.8	17.8	46.9	11.5	1.9
男	100.0	40.3	22.3	18.0	46.3	10.3	1.9
女	100.0	36.9	19.4	17.6	47.4	12.5	1.9

注：入院者は含まない。

図26 性・年齢階級別にみた健康意識の構成割合（6歳以上）



注：入院者は含まない。

4 悩みやストレスの状況

12歳以上の者（入院者は除く。）について、日常生活での悩みやストレスの有無をみると「ある」が48.1%、「ない」が50.6%となっている（図27）。

悩みやストレスがある者を性別にみると、男43.5%、女52.2%で女が高くなっており、年齢階級別にみると、男女ともに「40～49歳」が最も高くなっている（図28）。

図27 悩みやストレスの有無別構成割合（12歳以上）

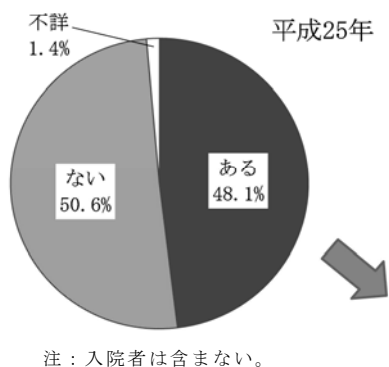
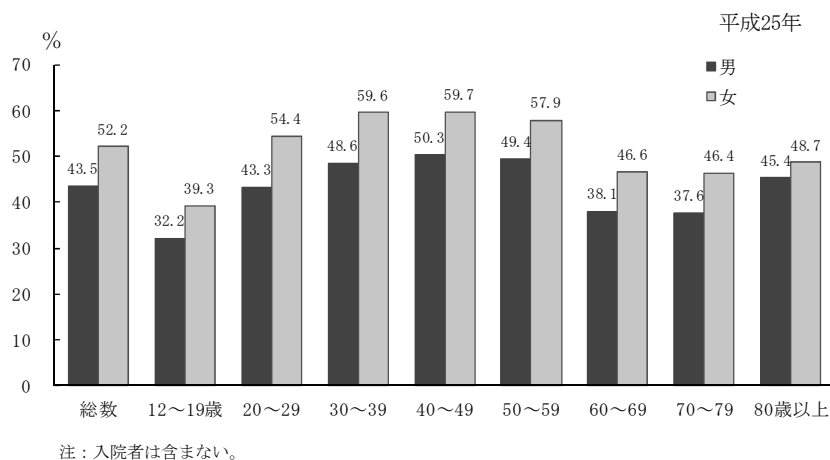


図28 性・年齢階級別にみた悩みやストレスがある者の割合（12歳以上）



5 こころの状態

12歳以上の者（入院者は除く。）について、過去1か月間のこころの状態を点数階級別（6つの質問について、5段階（0～4点）で点数化して合計したもの）にみると、「0～4点」が67.3%と最も多くなっており、年齢階級別に点数階級をみても全ての年齢階級で「0～4点」が最も多くなっている（図29、図30）。

図29 こころの状態(点数階級)別構成割合（12歳以上）

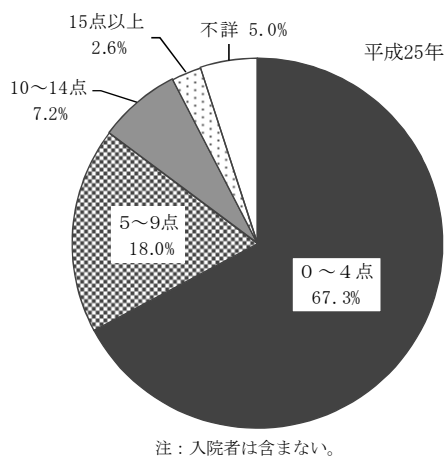
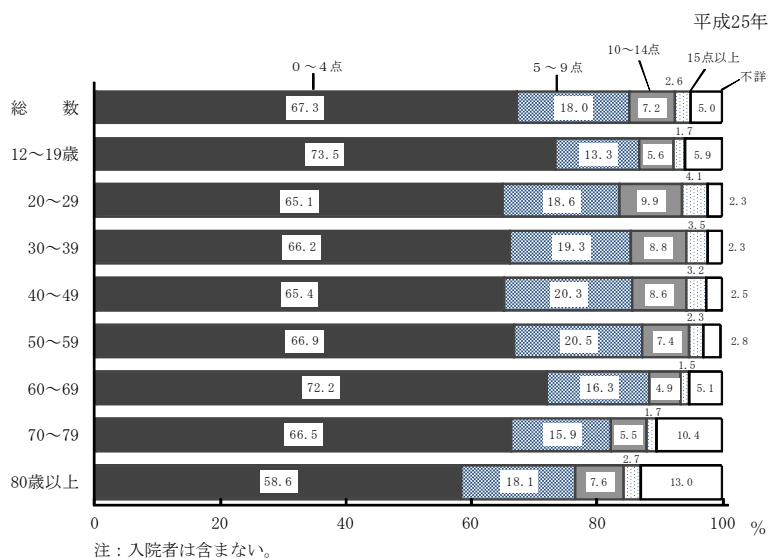


図30 年齢階級別にみたこころの状態(点数階級)の構成割合（12歳以上）



6 睡眠と休養充足度の状況

12歳以上の者（入院者は除く。）について、過去1か月間の1日の平均睡眠時間をみると、「6～7時間未満」が32.8%と最も多くなっている（表16）。

睡眠による休養充足度をみると、「まあまあとれている」が最も多く57.6%となっている（図31）。

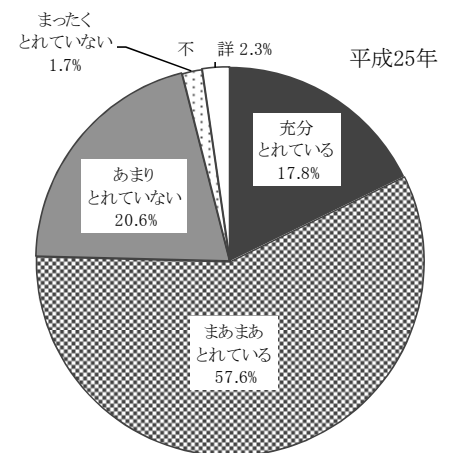
睡眠による休養充足度を平均睡眠時間別にみると、睡眠時間が長くなるに従って「充分とれている」が多くなっている（図32）。

表16 年齢階級別にみた平均睡眠時間の構成割合（12歳以上）

(単位：%)		平成25年							
年齢階級	総数	5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9時間以上	不詳	
総数	100.0	7.8	27.5	32.8	22.1	6.6	2.0	1.1	
12～19歳	100.0	3.8	20.6	33.2	28.1	8.7	1.4	4.2	
20～29	100.0	7.2	29.0	35.6	21.1	5.2	1.3	0.6	
30～39	100.0	8.5	29.9	35.2	20.5	4.4	0.9	0.6	
40～49	100.0	10.5	35.2	33.6	16.4	3.2	0.6	0.5	
50～59	100.0	9.4	33.9	34.4	17.7	3.4	0.6	0.6	
60～69	100.0	6.9	25.5	34.6	24.5	6.5	1.2	0.7	
70～79	100.0	7.5	21.9	29.2	26.5	10.4	3.2	1.3	
80歳以上 (再掲)	100.0	5.6	14.7	20.7	27.2	18.1	11.9	1.8	
65歳以上	100.0	6.8	20.8	28.5	26.4	11.5	4.9	1.2	
75歳以上	100.0	6.4	17.0	23.9	27.2	15.5	8.5	1.6	

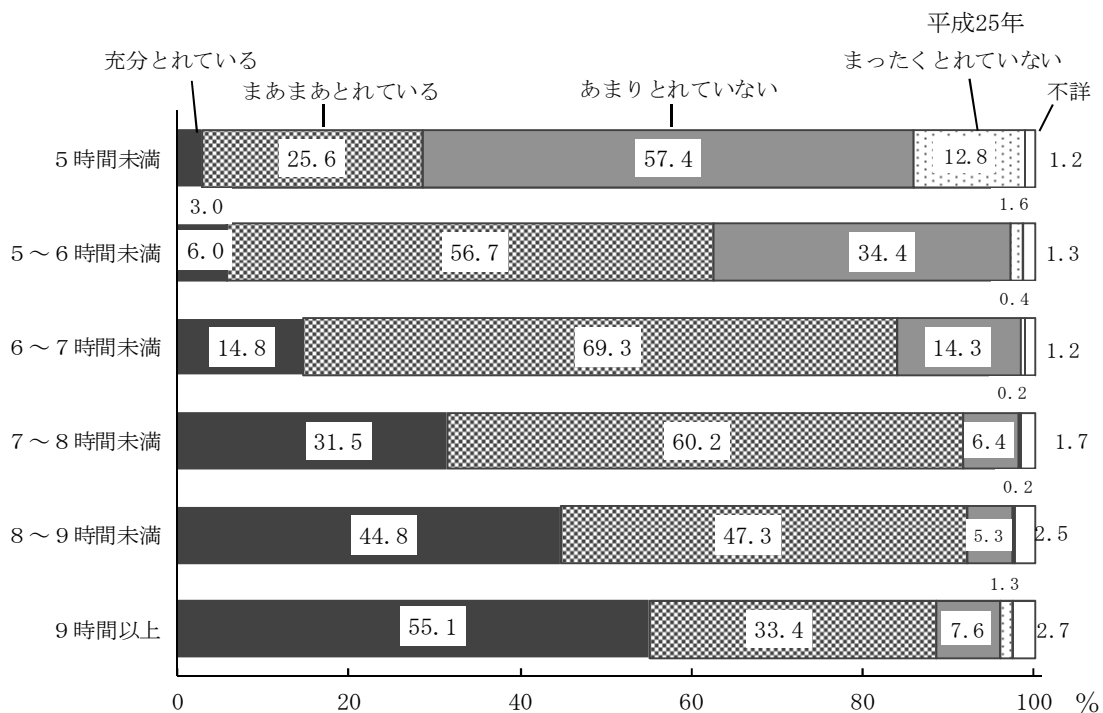
注：入院者は含まない。

図31 睡眠による休養充足度別構成割合（12歳以上）



注：入院者は含まない。

図32 平均睡眠時間別にみた休養充足度の割合（12歳以上）



注：入院者は含まない。

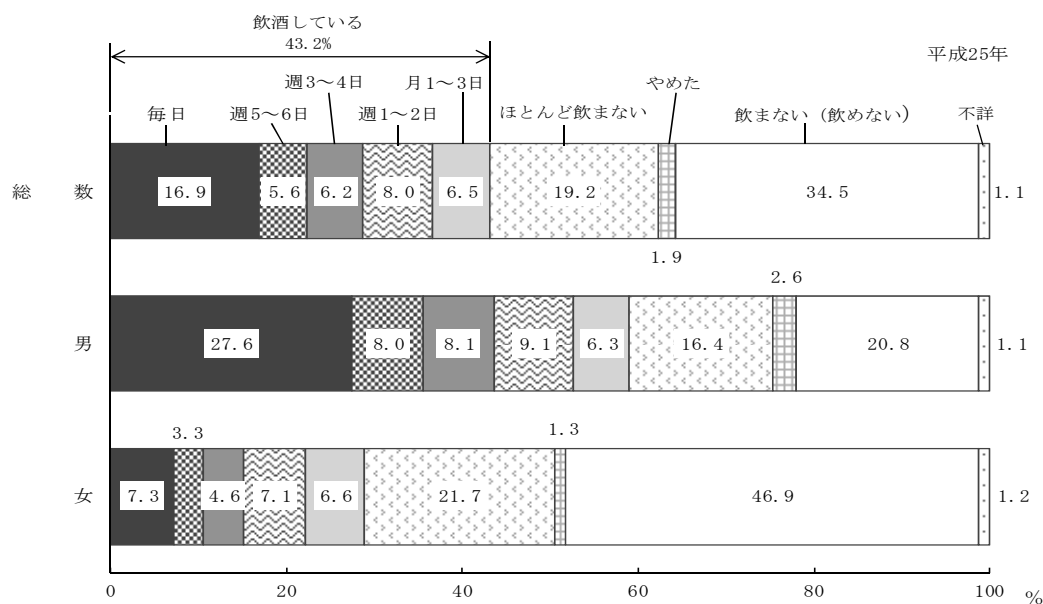
7 飲酒の状況

20歳以上の者（入院者は除く。）について、週の飲酒の状況を性別にみると、男は「毎日」が27.6%、女は「飲まない（飲めない）」が46.9%と最も多くなっている（図33）。

性・年齢階級別にみると、男は30代から70代まで「飲酒している（「毎日」から「月1～3日」）」の割合が多く、「20～29歳」、「80歳以上」は「飲酒していない（「ほとんど飲まない」から「飲まない（飲めない）」）」の割合が多くなっている。女は全ての年齢階級で「飲酒していない」の割合が多くなっている。

「飲酒している」を飲酒の頻度別にみると、男は「20～29歳」以外、女は20代から30代以外の年齢階級で「毎日」が最も多くなっている。（表17）

図33 性別にみた飲酒の頻度別構成割合（20歳以上）



注：入院者は含まない。

表17 性・年齢階級別にみた飲酒の状況別構成割合（20歳以上）

（単位：％）

平成25年

性 年齢階級	総数	飲酒 している	飲酒している					飲酒して いない
			毎日	週5～6日	週3～4日	週1～2日	月1～3日	
男	100.0	59.1	27.6	8.0	8.1	9.1	6.3	39.8
20～29歳	100.0	46.7	5.4	3.7	7.3	15.4	14.9	52.1
30～39	100.0	57.4	19.6	7.6	9.2	12.4	8.6	41.6
40～49	100.0	62.9	28.5	8.6	9.5	10.1	6.2	36.2
50～59	100.0	68.1	36.2	10.3	9.0	8.2	4.4	31.0
60～69	100.0	65.0	37.7	9.8	7.4	6.3	3.8	34.1
70～79	100.0	55.5	31.6	7.8	6.8	5.7	3.6	42.8
80歳以上	100.0	39.9	23.6	4.8	4.6	4.0	2.9	57.7
女	100.0	28.9	7.3	3.3	4.6	7.1	6.6	69.9
20～29歳	100.0	34.9	1.8	1.7	3.9	11.6	15.9	64.2
30～39	100.0	34.7	7.5	3.5	5.2	9.5	9.0	64.7
40～49	100.0	40.1	11.6	5.0	6.3	9.8	7.4	59.3
50～59	100.0	35.4	10.8	5.1	5.9	7.6	6.0	64.1
60～69	100.0	26.1	7.9	3.6	4.5	5.4	4.7	72.8
70～79	100.0	16.5	4.5	1.9	3.3	3.5	3.3	81.3
80歳以上	100.0	8.5	2.6	0.9	1.4	1.8	1.8	88.6

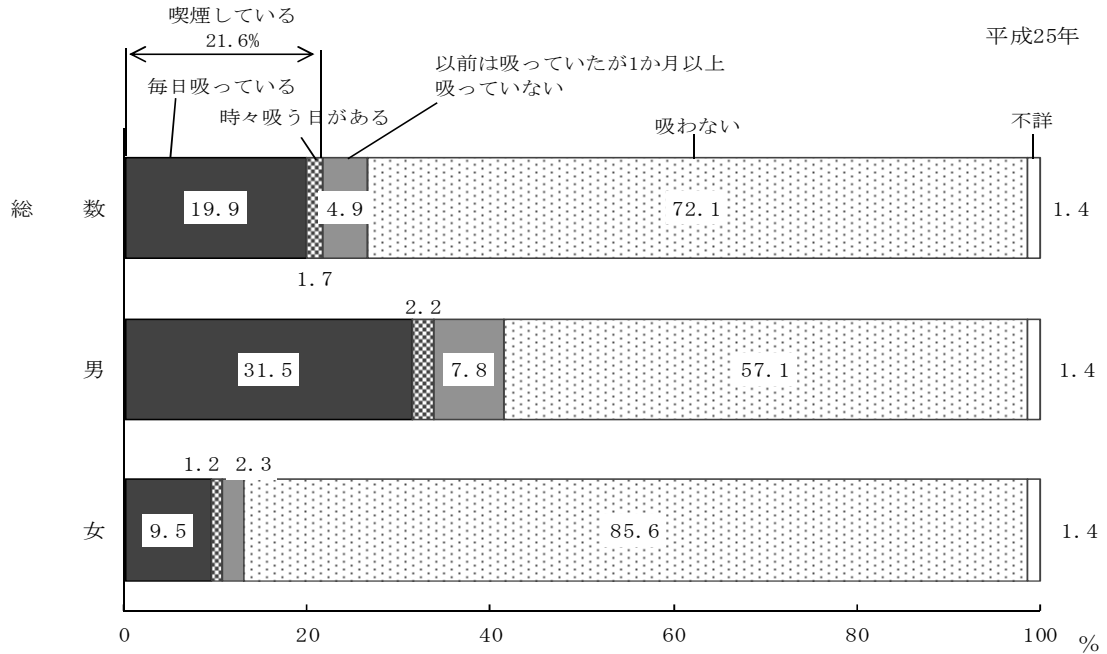
注：1）入院者は含まない。

2）「総数」には、飲酒の状況不詳を含む。

8 喫煙の状況

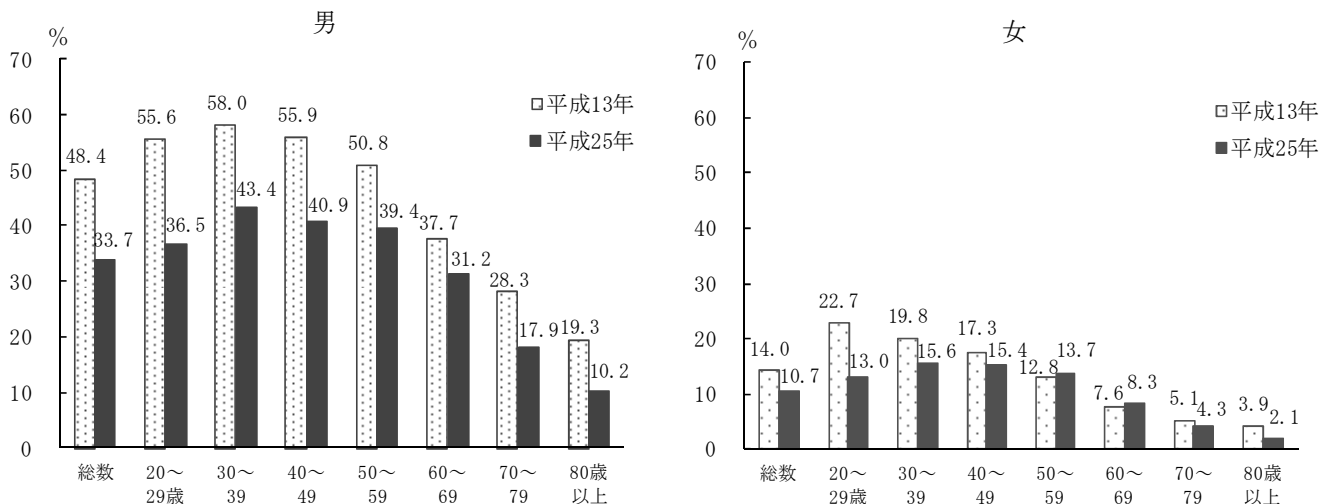
20歳以上の者（入院者は除く。）について、喫煙の状況を性別にみると、男女とも「吸わない」が最も多く、男で57.1%、女で85.6%となっている（図34）。

図34 性別にみた喫煙の状況の構成割合（20歳以上）



喫煙している者（毎日吸っている＋時々吸う日がある）を性・年齢階級別に平成13年と比較すると、女の50代から60代以外の年齢階級で低下しており、男女とも「20～29歳」が最も低下している（図35）。

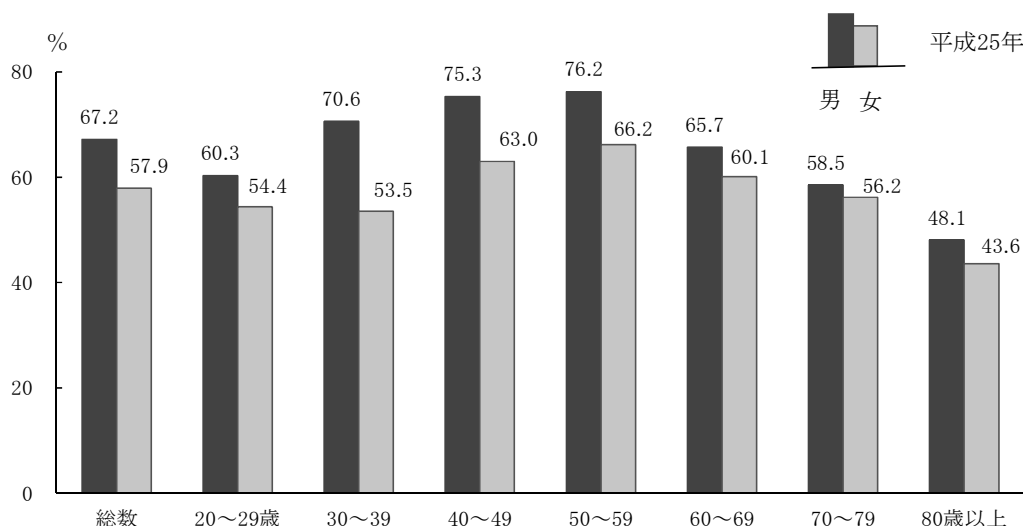
図35 性・年齢階級別にみた喫煙している者の年次比較（20歳以上）



9 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況

20歳以上の者（入院者は除く。）について、過去1年間の健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況を性別にみると、男67.2%、女57.9%で男が高くなっており、年齢階級別にみると、男女ともに「50～59歳」が最も高く、男で76.2%、女で66.2%となっている（図36）。

図36 性・年齢階級別にみた健診や人間ドックを受けた者の割合（20歳以上）



注：入院者は含まない。

健診や人間ドックを受けなかった者について、受けなかった理由をみると、「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」が32.5%と最も多く、次いで「時間がとれなかったから」、「めんどうだから」となっている。

年齢階級別にみると、「20～29歳」では「めんどうだから」、30代から50代は「時間がとれなかったから」、60代以上は「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」が最も多くなっている。（表18）

表18 年齢階級別にみた健診や人間ドックを受けなかった理由（複数回答）の割合（20歳以上）

（単位：%）

平成25年

年齢階級	総数	心配な時はいつでも医療機関を受診できるから	時間がとれなかったから	めんどうだから	費用がかかるから	毎年受ける必要性を感じないから	その時、医療機関に入通院していたから	健康状態に自信があり、必要性を感じないから	結果が不安なため、受けたくないから	検査等に不安があるから	知らなかったから	場所が遠いから	その他
総数	100.0	32.5	20.6	18.5	15.4	9.5	8.6	8.2	4.8	3.3	3.0	1.9	11.4
20～29歳	100.0	16.8	21.7	24.0	22.0	9.5	1.2	13.0	2.1	2.6	9.2	1.8	15.1
30～39	100.0	17.5	32.6	22.0	28.3	7.5	2.2	8.1	3.4	3.2	5.0	1.9	13.3
40～49	100.0	18.7	37.4	24.5	21.2	7.6	3.2	6.9	6.3	4.4	2.1	2.6	10.7
50～59	100.0	28.1	29.2	22.4	16.5	9.1	7.0	7.0	7.9	4.2	1.3	1.9	10.6
60～69	100.0	41.3	15.1	17.7	10.9	12.4	11.5	8.6	6.8	3.7	1.2	1.6	9.6
70～79	100.0	51.3	5.6	10.6	6.1	11.3	15.7	8.4	4.2	2.8	1.3	1.7	8.7
80歳以上（再掲）	100.0	52.4	2.4	8.4	2.5	7.9	19.6	5.3	1.7	1.7	1.4	2.1	12.9
65歳以上	100.0	49.8	6.1	11.2	6.0	10.7	16.2	7.6	3.9	2.7	1.3	1.7	10.2
75歳以上	100.0	52.5	3.0	8.8	3.4	8.8	18.6	6.0	2.5	2.1	1.4	2.0	11.1

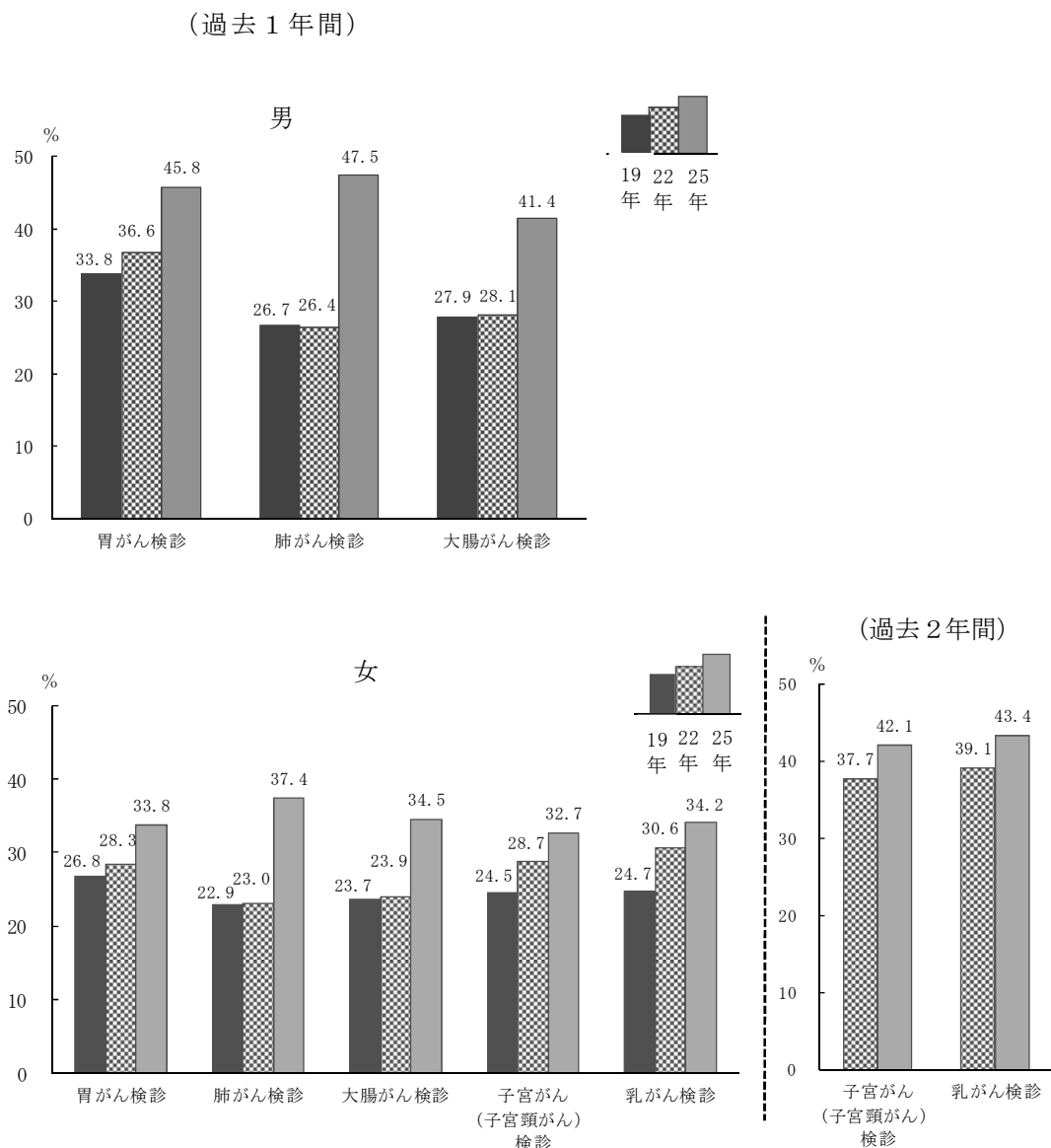
注：入院者は含まない。

10 がん検診の受診状況

40歳から69歳の者（子宮がん（子宮頸がん）検診は20歳から69歳。入院者は除く。）について、過去1年間にがん検診を受診した者をみると、男女とも「肺がん検診」が最も多く、男で47.5%、女で37.4%となっている。

過去2年間に子宮がん（子宮頸がん）、乳がん検診を受診した者をみると、子宮がん（子宮頸がん）検診は42.1%、乳がん検診は43.4%となっている。（図37）

図37 性別にみたがん検診を受診した40歳から69歳
（子宮がん（子宮頸がん）検診は20歳から69歳）の者の割合



注：1）入院者は含まない。

2）平成22年までは「子宮がん検診」として調査しており、平成25年は「子宮がん（子宮頸がん）検診」として調査している。

3）平成22年調査までは、がん検診の受診率については、上限を設けず40歳以上（子宮がん検診は20歳以上）を対象年齢として算出していたが、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）において、がん検診の受診率の算定の対象年齢が40歳から69歳（子宮がん（子宮頸がん）は20歳から69歳）までになったことから、平成25年調査については、この対象年齢にあわせて算出するとともに、平成22年以前の調査についても、この対象年齢にあわせて算出し直している。

IV 介護の状況

1 要介護者等のいる世帯の状況

介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者（以下「要介護者等」という。）のいる世帯を世帯構造別にみると、「核家族世帯」が35.4%で最も多く、次いで「単独世帯」が27.4%、「三世帯世帯」が18.4%となっている。

年次推移をみると、「単独世帯」の割合が上昇し、「三世帯世帯」の割合が低下している。（表19）

表19 世帯構造別にみた要介護者等のいる世帯の構成割合の年次推移

（単位：％）

年次	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世帯世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
16	100.0	20.2	30.4	19.5	29.4	20.0	40.4
19	100.0	24.0	32.7	20.2	23.2	20.1	45.7
22	100.0	26.1	31.4	19.3	22.5	20.1	47.0
25	100.0	27.4	35.4	21.5	18.4	18.7	50.9

要介護度の状況を世帯構造別にみると、「単独世帯」では要介護度の低い者のいる世帯の割合が高く、「核家族世帯」「三世帯世帯」では要介護度の高い者のいる世帯の割合が高くなっている（表20）。

表20 要介護者等のいる世帯の世帯構造別にみた要介護度の構成割合

（単位：％）

平成25年

要介護度	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世帯世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
要支援者のいる世帯	27.7	41.6	23.5	24.1	21.1	21.8	33.2
要支援1	12.8	20.8	9.9	9.6	9.9	9.4	15.5
要支援2	14.9	20.8	13.7	14.5	11.2	12.4	17.7
要介護者のいる世帯	70.0	55.4	74.6	73.9	76.7	76.1	64.7
要介護1	18.8	18.3	17.4	17.9	22.2	18.6	18.6
要介護2	20.4	16.2	21.2	22.8	18.9	26.4	19.8
要介護3	13.3	10.1	14.7	13.7	14.7	13.7	12.3
要介護4	9.8	6.6	11.0	10.6	11.9	10.2	8.1
要介護5	7.8	4.2	10.3	8.9	9.0	7.2	5.9

注：1）「総数」には、要介護度不詳を含む。

2）世帯に複数の要介護者等がいる場合は、要介護の程度が高い者のいる世帯に計上した。

2 要介護者等の状況

要介護者等の年齢を年次推移で見ると、年齢が高い階級が占める割合が増加している。平成25年の要介護者等の年齢を性別にみると、男は「80～84歳」の25.4%、女は「85～89歳」の26.8%が最も多くなっている。(図38、39)

図38 要介護者等の年齢（年次推移）

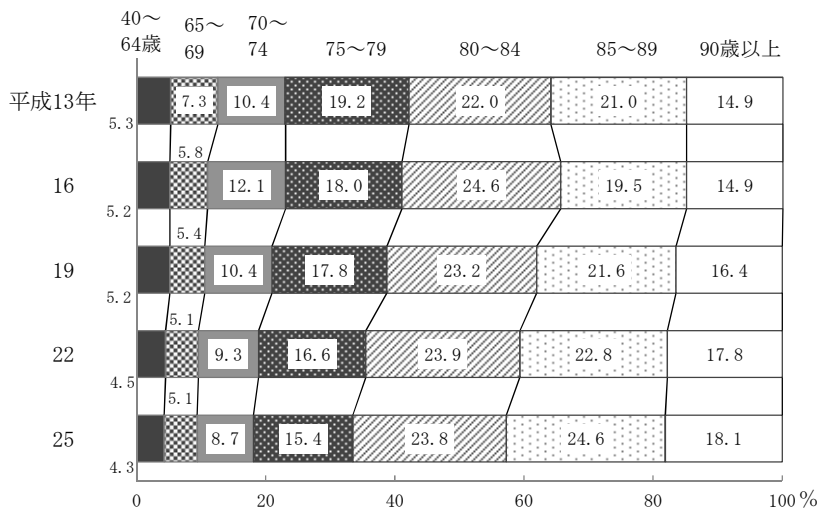
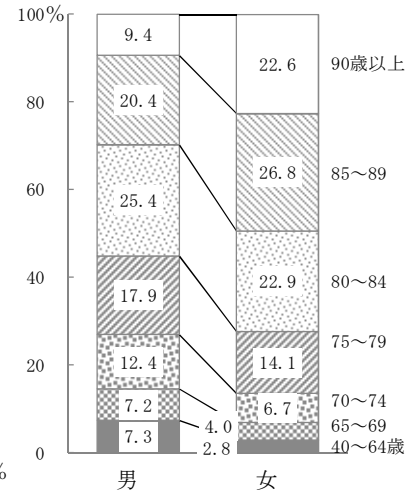


図39 性別にみた要介護者等の年齢（平成25年）



介護が必要となった主な原因を要介護度別にみると、要支援者では「関節疾患」が20.7%で最も多く、次いで「高齢による衰弱」が15.4%となっている。要介護者では「脳血管疾患（脳卒中）」が21.7%、「認知症」が21.4%と多くなっている。(表21)

表21 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因（上位3位）

(単位:%) 平成25年

要介護度	第1位		第2位		第3位	
総数	脳血管疾患(脳卒中)	18.5	認知症	15.8	高齢による衰弱	13.4
要支援者	関節疾患	20.7	高齢による衰弱	15.4	骨折・転倒	14.6
要支援1	関節疾患	23.5	高齢による衰弱	17.3	骨折・転倒	11.3
要支援2	関節疾患	18.2	骨折・転倒	17.6	脳血管疾患(脳卒中)	14.1
要介護者	脳血管疾患(脳卒中)	21.7	認知症	21.4	高齢による衰弱	12.6
要介護1	認知症	22.6	高齢による衰弱	16.1	脳血管疾患(脳卒中)	13.9
要介護2	認知症	19.2	脳血管疾患(脳卒中)	18.9	高齢による衰弱	13.8
要介護3	認知症	24.8	脳血管疾患(脳卒中)	23.5	高齢による衰弱	10.2
要介護4	脳血管疾患(脳卒中)	30.9	認知症	17.3	骨折・転倒	14.0
要介護5	脳血管疾患(脳卒中)	34.5	認知症	23.7	高齢による衰弱	8.7

3 主な介護者の状況

主な介護者をみると、要介護者等と「同居」が61.6%で最も多く、次いで「事業者」が14.8%となっている。

「同居」の主な介護者の要介護者等との続柄をみると、「配偶者」が26.2%で最も多く、次いで「子」が21.8%、「子の配偶者」が11.2%となっている。（図40）

また、「同居」の主な介護者を性別にみると、男31.3%、女68.7%で女が多くなっている。年齢階級別にみると、男女ともに「60～69歳」が27.7%、32.5%と多くなっている。（図41）

図40 要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合
平成25年

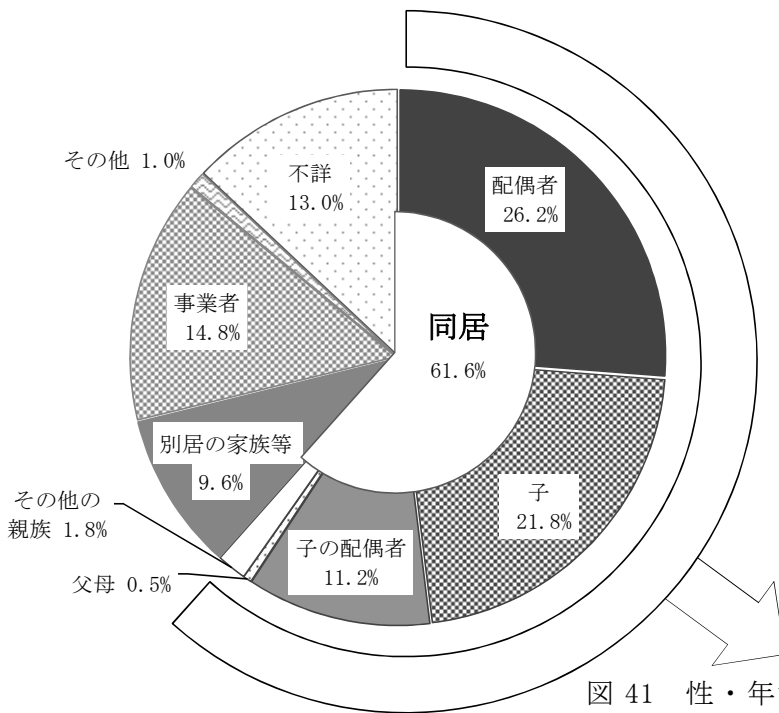
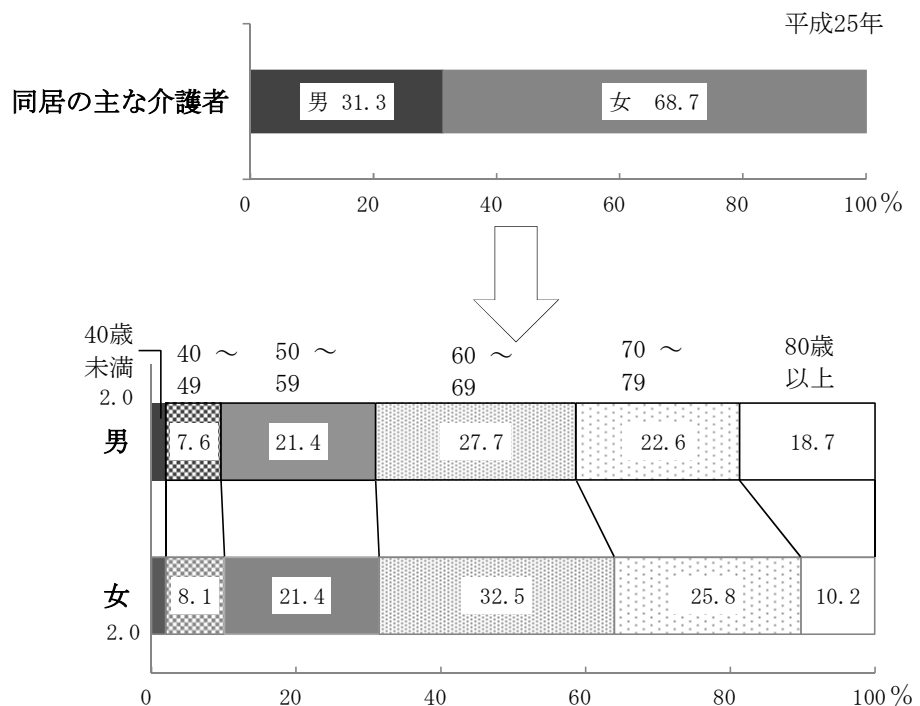


図41 性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合



注：「総数」には主な介護者の年齢不詳を含む。

同居の主な介護者と要介護者等の組合せを年齢階級別にみると、「70～79 歳」の要介護者等では、「70～79 歳」の者が介護している割合が 50.6%、「80～89 歳」の要介護者等では、「50～59 歳」の者が介護している割合が 29.9%で最も多くなっている（表 22）。

年次推移をみると、60 歳以上同士、65 歳以上同士、75 歳以上同士の組合せにおいて、いずれも上昇傾向となっている（図 42）。

表 22 性・年齢階級別にみた同居の主な介護者と要介護者等の構成割合

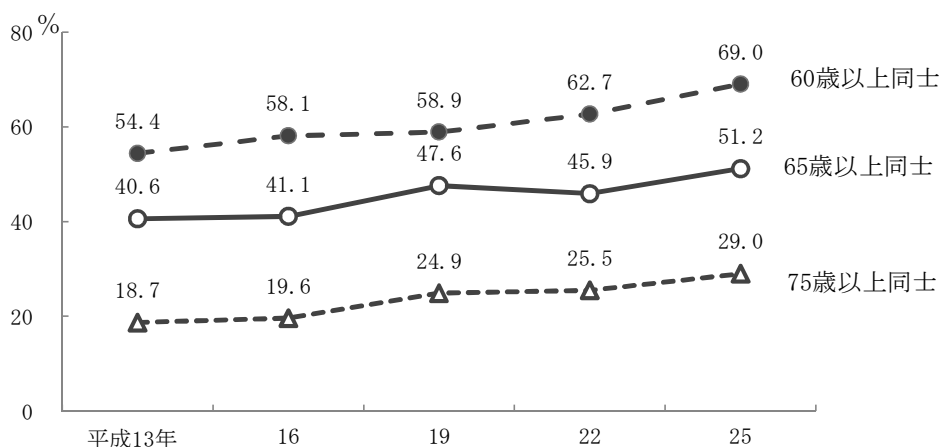
（単位：％）

平成25年

同居の主な介護者の 性・年齢階級	要介護者等								
	総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	(再掲) 60歳以上	(再掲) 65歳以上	(再掲) 75歳以上
総数	[100.0]	[4.1]	[5.3]	[25.1]	[46.6]	[19.0]	[98.2]	[95.9]	[80.8]
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40歳未満	2.0	7.8	4.1	2.3	1.5	1.2	1.9	1.8	1.3
40～49歳	8.0	9.2	11.9	14.4	6.2	2.3	7.8	7.9	6.8
50～59	21.4	28.7	5.7	10.0	29.9	18.1	21.1	21.0	24.3
60～69	31.0	34.2	52.6	13.7	26.1	59.2	31.2	30.8	29.8
70～79	24.8	9.6	24.4	50.6	16.4	14.6	24.9	25.4	22.7
80歳以上	12.9	10.5	1.3	9.0	19.8	4.6	13.0	13.0	14.9
(再掲)60歳以上	68.6	54.3	78.2	73.3	62.3	78.4	69.0	69.2	67.5
(再掲)65歳以上	50.5	33.4	52.4	71.9	41.9	46.3	50.8	51.2	48.1
(再掲)75歳以上	26.5	14.4	6.2	32.6	33.5	9.1	26.6	27.0	29.0
男	31.3	38.9	41.6	34.8	30.1	24.9	31.2	31.0	29.5
40歳未満	0.6	3.8	1.5	0.9	0.2	0.3	0.6	0.5	0.3
40～49歳	2.4	1.6	6.1	4.5	1.8	0.3	2.4	2.4	1.8
50～59	6.7	7.3	0.3	4.1	10.0	3.6	6.6	6.7	7.8
60～69	8.7	24.6	12.2	0.9	8.5	14.9	8.5	8.0	8.5
70～79	7.1	1.1	20.2	17.4	1.5	4.7	7.2	7.3	4.2
80歳以上	5.8	0.6	1.3	7.0	8.2	1.0	5.9	6.1	6.9
(再掲)60歳以上	21.6	26.3	33.7	25.3	18.2	20.7	21.6	21.4	19.5
(再掲)65歳以上	16.2	12.7	31.2	24.9	11.5	12.9	16.3	16.3	13.8
(再掲)75歳以上	10.0	0.6	6.2	18.8	9.4	2.7	10.1	10.4	9.7
女	68.7	61.1	58.4	65.2	69.9	75.1	68.8	69.0	70.5
40歳未満	1.4	4.0	2.6	1.3	1.3	0.9	1.3	1.3	1.0
40～49歳	5.6	7.7	5.9	9.9	4.5	2.0	5.4	5.5	5.0
50～59	14.7	21.4	5.4	5.9	19.9	14.5	14.6	14.4	16.5
60～69	22.3	9.6	40.4	12.8	17.6	44.3	22.7	22.9	21.3
70～79	17.7	8.5	4.2	33.2	14.9	9.9	17.7	18.1	18.5
80歳以上	7.0	10.0	-	1.9	11.7	3.6	7.0	6.9	8.1
(再掲)60歳以上	47.0	28.0	44.6	47.9	44.1	57.7	47.4	47.8	48.0
(再掲)65歳以上	34.3	20.7	21.3	47.0	30.5	33.3	34.5	34.9	34.3
(再掲)75歳以上	16.5	13.9	-	13.9	24.1	6.3	16.5	16.6	19.3

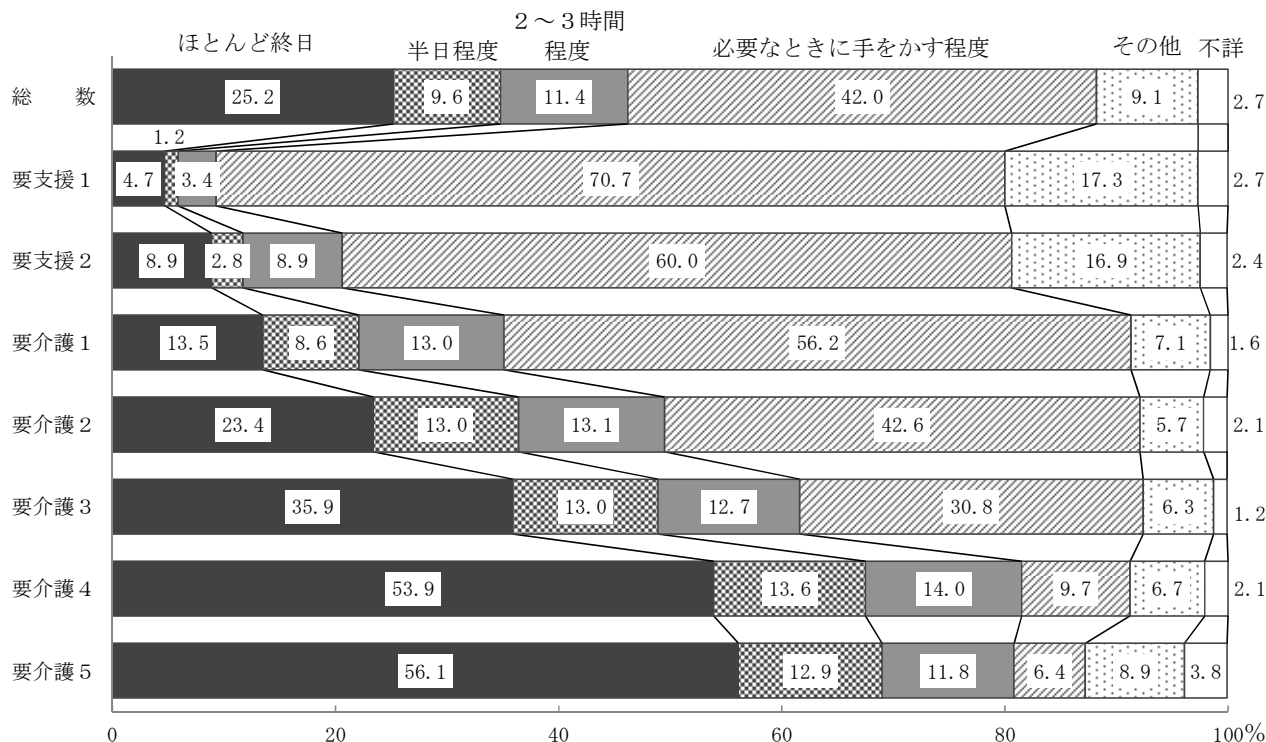
注：「総数」には、主な介護者の年齢不詳を含む。

図 42 年齢別にみた同居の主な介護者と要介護者等の割合の年次推移



同居の主な介護者の介護時間を要介護度別にみると、「要支援1」から「要介護2」までは「必要なときに手をかす程度」が多くなっているが、「要介護3」以上では「ほとんど終日」が最も多くなっている（図43）。

図43 要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合
平成25年

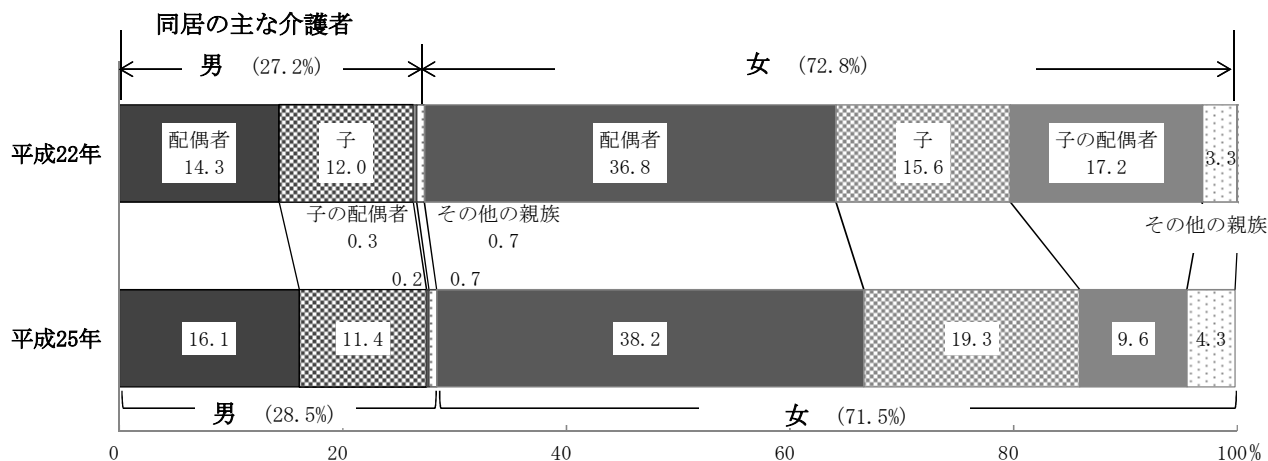


注：「総数」には要介護度不詳を含む。

同居の主な介護者のうち、介護時間が「ほとんど終日」の者を平成22年と比較すると「男」は27.2%から28.5%、「女」は72.8%から71.5%で、ほぼ横ばいとなっている。

続柄別にみると、男女とも「配偶者」の割合が増加し、「女」では「子」が増加するとともに「子の配偶者」は減少している。（図44）

図44 要介護者等との続柄別にみた介護時間が「ほとんど終日」の同居の主な介護者の構成割合



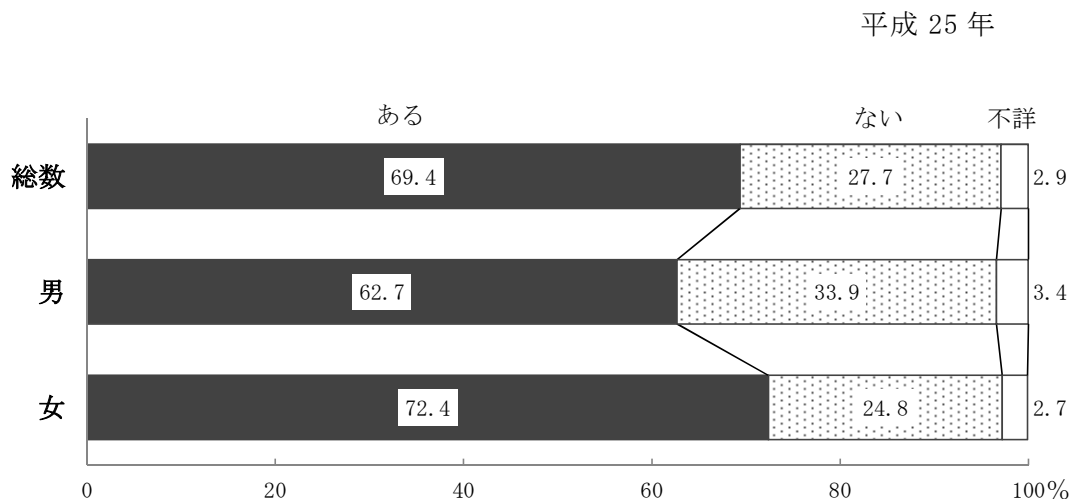
注：「その他の親族」には「父母」を含む。

4 同居の主な介護者の悩みやストレスの状況

同居の主な介護者について、日常生活での悩みやストレスの有無をみると、「ある」69.4%、「ない」27.7%となっている。

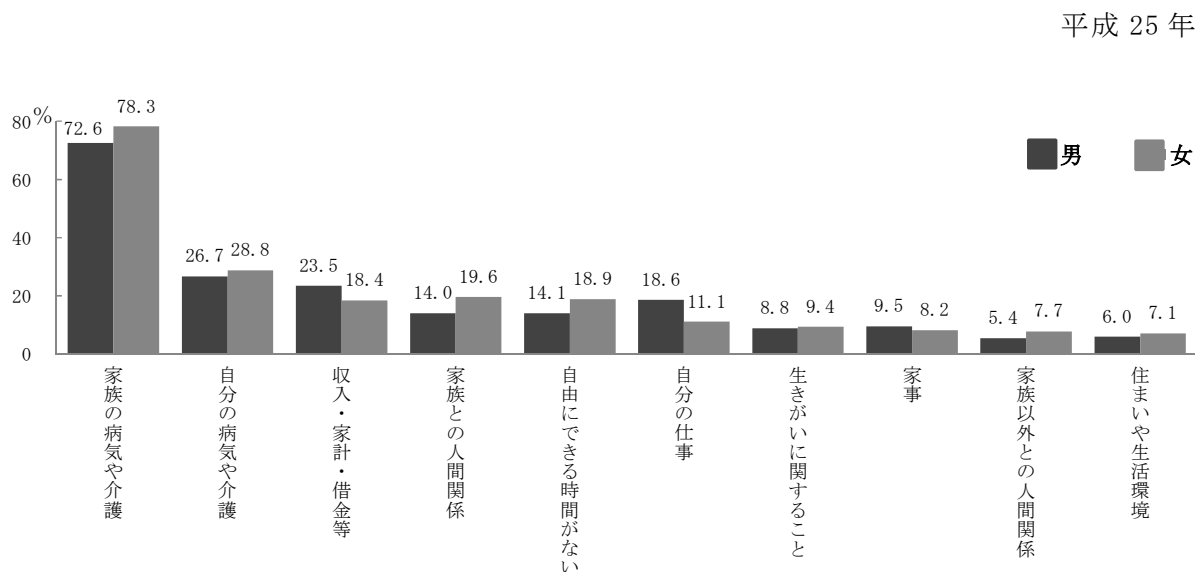
性別にみると、「ある」は男 62.7%、女 72.4%で女が高くなっている。(図 45)

図 45 性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの有無の構成割合



日常生活での悩みやストレスが「ある」と回答した者の悩みやストレスの原因をみると、男女ともに「家族の病気や介護」が 72.6%、78.3%と高く、次いで「自分の病気や介護」が 26.7%、28.8%となっている (図 46)。

図 46 性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの原因の割合 (複数回答)



5 介護サービスの利用状況

5月中の介護サービスの利用状況をみると、要介護者等のうち介護サービスを1種類でも利用した者は78.9%で、世帯構造別にみると、「単独世帯」が84.2%で最も高く、次いで「三世代世帯」が80.8%となっている。

介護サービスの種類別にみると、「単独世帯」では、「訪問系のサービス」が70.5%で最も多く、「配食サービス」の割合も11.6%と他の世帯構造に比べて高くなっている。(表23)

表23 世帯構造別にみた介護サービスの利用状況の割合（複数回答）

(単位：%)

平成25年

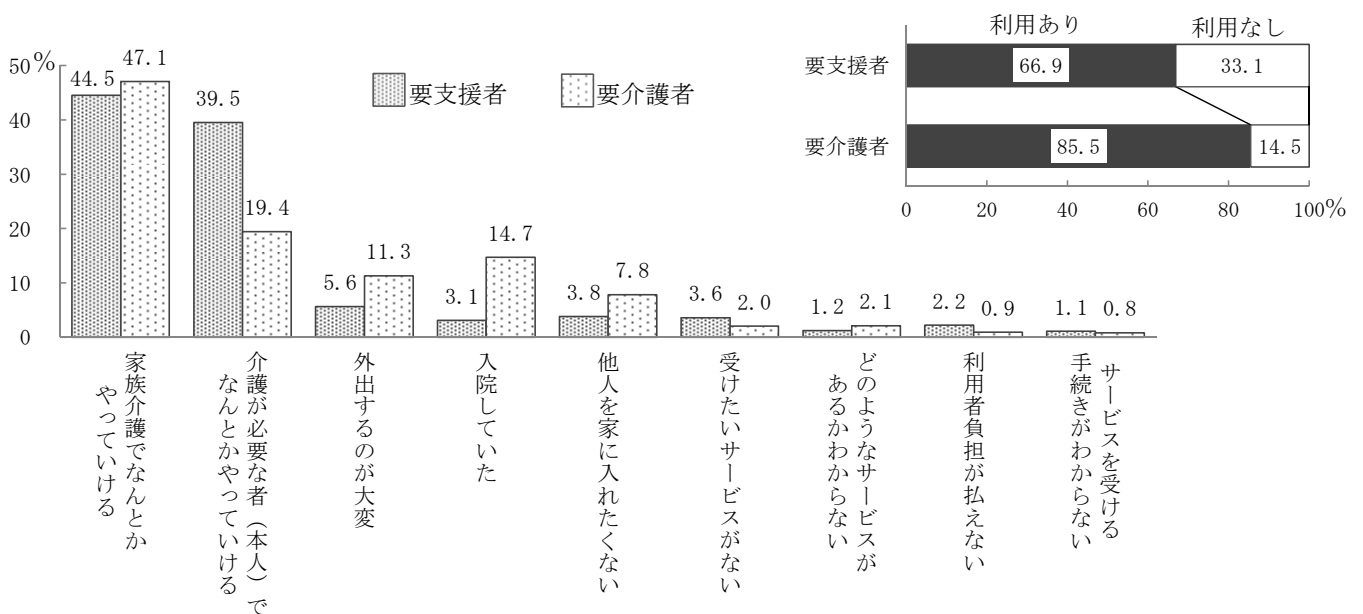
利用の有無 介護サービスの種類	総数	単独世帯	核家族 世帯	(再掲) 夫婦のみ の世帯	三世代 世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者 世帯
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
利用した	78.9	84.2	74.6	74.5	80.8	78.5	79.6
訪問系サービス	54.0	70.5	48.4	49.2	47.7	48.5	59.0
通所系サービス	48.1	33.2	47.3	45.5	61.9	57.0	40.6
短期入所サービス	9.1	3.5	6.0	5.7	14.9	17.3	6.0
居住系サービス	3.9	9.9	1.1	0.9	2.2	2.7	5.8
小規模多機能型サービス等	2.7	2.0	2.7	3.0	3.2	3.1	2.3
配食サービス	6.7	11.6	6.7	7.5	2.7	3.8	9.6
外出支援サービス	3.0	4.3	3.0	3.2	1.9	2.2	3.5
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	1.2	1.6	1.4	1.3	0.6	1.1	1.5
利用しなかった	21.1	15.8	25.4	25.5	19.2	21.5	20.4

5月中の介護サービスの利用の有無を要介護度別にみると、「利用あり」は「要支援者」が66.9%、「要介護者」が85.5%となっている。

このうち、訪問系・通所系・短期入所・居住系サービス・小規模多機能型サービス等をいずれも利用していない者の利用しなかった理由をみると、「家族介護でなんとかやってくれる」が最も高く、要支援者が44.5%、要介護者が47.1%となっている。(図47)

図47 介護サービスの利用の有無と訪問系・通所系・短期入所・居住系サービス、小規模多機能型サービス等を利用していない者の利用しなかった理由の割合（複数回答）

平成25年



6 介護者の組合せの状況

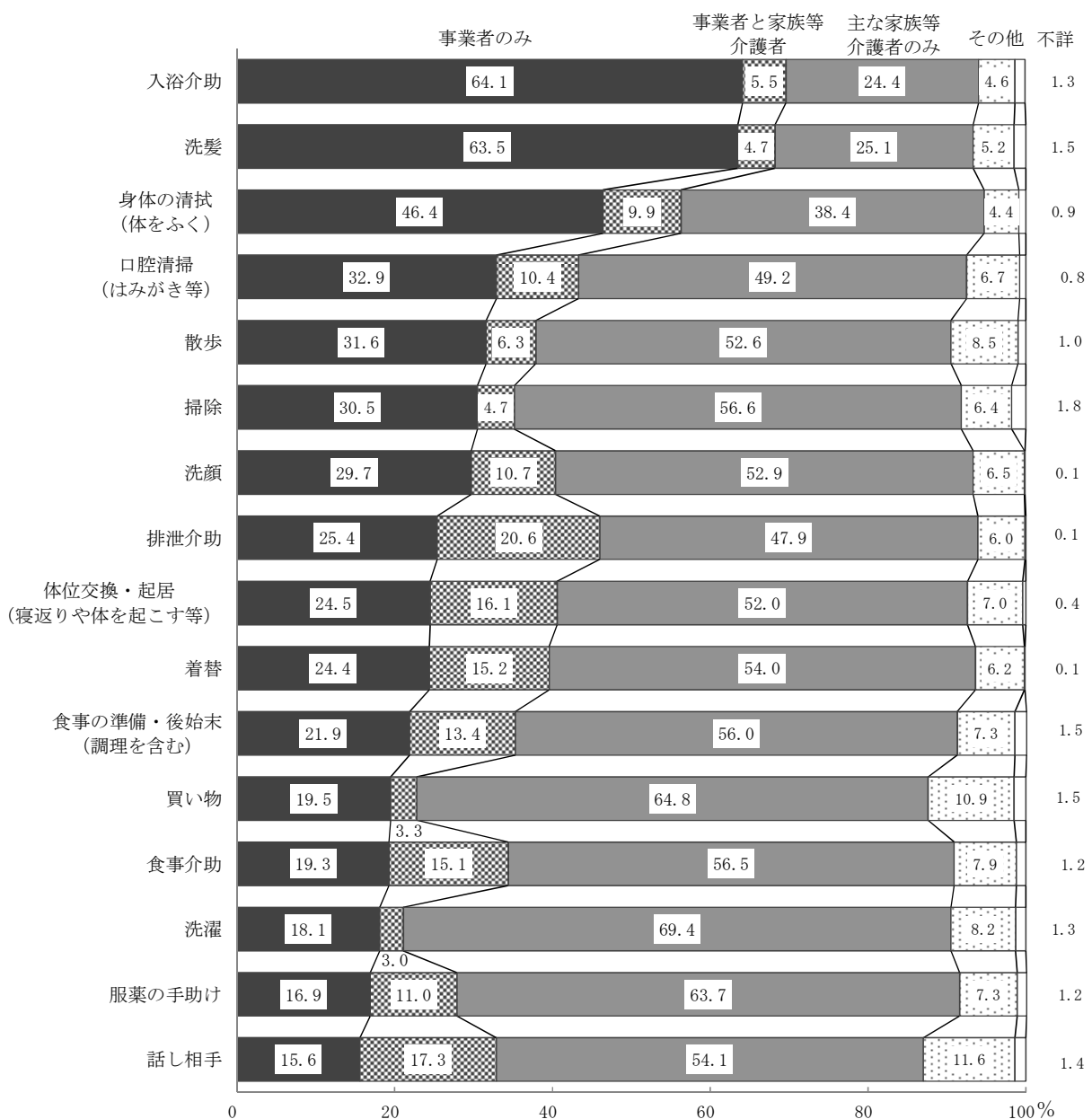
要介護者等が家族・親族等や訪問介護事業者から受けている16項目の介護内容について、介護者の組合せの状況をみると、「事業者のみ」の割合が多いのは「入浴介助」の64.1%、「洗髪」の63.5%となっている。

「主な家族等介護者のみ」による介護の割合は、「入浴介助」「洗髪」「身体の清拭」以外のすべての項目で最も多くなっている。

また、「事業者と家族等介護者」による介護の割合は、「排泄介助」が20.6%と高くなっている。(図48)

図48 介護内容別にみた介護者の組合せの状況の構成割合

平成25年



注：「その他」とは、「主な家族等介護者」とその他の家族等介護者」「その他の家族等介護者のみ」をいう。

統 計 表

- 第1表 各種世帯別にみた世帯の状況
- 第2表 各種世帯別にみた所得の状況
- 第3表 末子の年齢階級別にみた末子の母の仕事の状況
- 第4表 末子の年齢階級別にみた仕事ありの母の1日の平均就業時間階級の構成割合
- 第5表 母の仕事の有無・末子の乳幼児の年齢別にみた日中の保育の状況（複数回答）の構成割合
- 第6表 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の仕事の状況
- 第7表 都道府県－21大都市（再掲）別にみた世帯構造・65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数
- 第8表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
- 第9表 性・年齢階級・症状（複数回答）別にみた有訴者率（人口千対）
- 第10表 性・年齢階級・傷病（複数回答）別にみた通院者率（人口千対）
- 第11表 性・年齢階級別にみた12歳以上の者のこころの状態（点数階級）
- 第12表 性・年齢階級別にみた20歳以上のがん検診受診状況（複数回答）
- 第13表 性・都道府県－21大都市（再掲）別にみた有訴者率及び通院者率（人口千対）
- 第14表 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

平成25年

	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯
世帯数(千世帯)	50 112	11 614	821	12 085	22 420
全世帯に占める割合(%)	100.0	23.2	1.6	24.1	44.7
平均世帯人員(人)	2.51	1.52	2.65	4.01	2.40
平均有業人員(人)	1.22	0.28	0.91	1.68	0.92
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)	72.8	22.7	83.3	95.5	52.0
平均家計支出額(万円)	23.3	18.9	17.8	26.8	22.8

注：1)「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員数をいう。

2)「家計支出額」とは、平成25年5月中の家計上の支出金額(飲食費(外食費・嗜好品費を含む。)、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など)をいい、税金、社会保険料は含まない。

第2表 各種世帯別にみた所得の状況

平成25年調査

	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯	
1世帯当たり平均所得金額(万円)	537.2	309.1	243.4	673.2	481.6	
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)	417.1	262.3	208.3	528.4	380.8	
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)	203.7	197.6	91.8	163.8	193.3	
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)	307.0	178.6	183.4	346.3	240.5	
構成割合	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第I五分位 (第I五分位値) 201万円	20.0	38.7	47.3	7.6	24.6
	第II五分位 (第II五分位値) 351万円	20.0	32.3	37.8	10.9	25.2
	第III五分位 (第III五分位値) 529万円	20.0	18.6	10.2	21.9	19.4
	第IV五分位 (第IV五分位値) 802万円	20.0	6.7	3.7	29.9	14.9
	第V五分位	20.0	3.8	0.9	29.7	16.0
合(%)	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	27.7	23.2	49.5	31.7	26.1
	やや苦しい	32.2	31.1	35.2	34.3	32.1
	普通	35.6	41.0	14.7	30.7	37.9
	ややゆとりがある	3.9	4.1	0.6	3.1	3.6
	大変ゆとりがある	0.5	0.5	-	0.3	0.4

第3表 末子の年齢階級別にみた末子の母の仕事の状況

(単位：千人)

平成25年

末子の年齢階級	総数	仕事あり	仕事なし			
			正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	その他	
児童あり	11 711	7 384	2 269	4 056	1 059	4 326
0歳	947	329	202	79	48	618
1	953	434	213	154	68	518
2	810	395	163	171	61	415
3	732	372	125	188	58	360
4	669	404	118	223	62	265
5	597	377	102	217	59	219
6	584	366	98	212	56	218
7～8	1 121	769	203	463	103	352
9～11	1 805	1 296	329	782	185	508
12～14	1 796	1 334	363	796	175	462
15～17	1 697	1 308	353	772	183	389

注：1)「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

2)「仕事の有無不詳」を含まない。

第4表 末子の年齢階級別にみた仕事ありの母の1日の平均就業時間階級の構成割合

(単位：%)

平成25年

末子の年齢階級	総数	就業時間階級				
		0～4 時間未満	4～6	6～8	8～10	10時間以上
		正規の職員・従業員				
児童あり	100.0	8.6	2.6	18.9	58.8	11.0
0歳	100.0	61.3	1.8	10.2	21.3	5.3
1	100.0	12.9	3.7	30.7	48.1	4.6
2	100.0	4.7	4.5	27.2	53.5	10.1
3	100.0	3.4	2.1	26.1	58.7	9.7
4	100.0	3.6	2.6	22.7	62.2	8.9
5	100.0	3.1	2.3	20.0	65.8	8.7
6	100.0	2.8	3.6	22.0	61.7	10.0
7～8	100.0	3.0	3.2	15.7	64.7	13.3
9～11	100.0	2.9	1.9	17.8	64.8	12.6
12～14	100.0	2.0	2.7	15.3	65.4	14.6
15～17	100.0	2.2	1.4	14.3	67.9	14.2
		非正規の職員・従業員				
児童あり	100.0	11.7	39.5	30.7	16.7	1.5
0歳	100.0	41.6	28.1	17.5	12.2	0.5
1	100.0	12.9	30.5	38.0	16.5	2.1
2	100.0	10.1	34.1	36.6	18.6	0.6
3	100.0	12.2	37.3	32.7	16.5	1.4
4	100.0	12.8	42.9	28.5	13.9	2.0
5	100.0	12.8	43.5	29.8	11.9	2.1
6	100.0	13.5	37.4	31.5	16.4	1.2
7～8	100.0	11.3	45.4	28.9	13.4	1.0
9～11	100.0	11.3	41.1	30.7	15.1	1.8
12～14	100.0	9.9	41.2	29.7	17.8	1.4
15～17	100.0	10.1	35.5	31.3	21.3	1.8

注：1) 1日の平均就業時間は、5月20～26日の間の就業時間を就業日数で除したものである。

2)「平均就業時間不詳」を含まない。

3)会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含まない。

第5表 母の仕事の有無・末子の乳幼児の年齢別にみた
日中の保育の状況（複数回答）の構成割合

(単位：%)

平成25年

母の仕事の有無 乳幼児の年齢	総数	乳幼児の 父 母	乳幼児の 祖 父 母	認 可 保育所	認可外 保育施設	幼稚園	その他
仕 事 あ り	100.0	29.3	10.4	57.9	4.8	14.7	2.7
0歳	100.0	70.9	15.5	24.5	3.2	・	5.9
1	100.0	34.0	13.3	61.0	8.1	・	4.4
2	100.0	30.3	13.7	67.5	8.2	・	3.2
3	100.0	20.2	9.1	69.5	3.4	17.7	1.9
4	100.0	14.5	5.9	62.0	2.4	32.4	0.7
5	100.0	14.5	6.3	59.0	2.9	33.9	0.8
6	100.0	11.8	5.2	50.4	2.8	37.5	1.1
仕 事 な し	100.0	67.3	6.9	7.4	1.0	24.9	6.8
0歳	100.0	89.1	9.7	2.6	0.4	・	8.0
1	100.0	85.6	9.5	6.3	0.8	・	9.3
2	100.0	84.5	7.8	7.5	1.1	・	9.9
3	100.0	46.2	4.8	10.4	1.6	52.6	5.3
4	100.0	27.8	2.0	11.8	1.8	78.4	1.7
5	100.0	22.5	2.4	11.6	1.2	81.8	1.3
6	100.0	16.1	0.3	17.5	2.4	71.8	0.9

第6表 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の仕事の状況

(単位：千人)

平成25年

性 年 齢 階 級	総 数	仕事あり	仕事あり			仕事なし
			正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	非 正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	そ の 他	
総数	105 869	61 243	29 625	17 881	13 737	44 626
15～19歳	6 055	924	262	581	81	5 131
20～24	5 344	3 601	2 035	1 338	229	1 742
25～29	5 629	4 628	3 091	1 185	353	1 001
30～34	6 627	5 255	3 410	1 282	563	1 372
35～39	8 521	6 849	4 196	1 709	943	1 673
40～44	9 175	7 505	4 304	2 032	1 169	1 670
45～49	8 066	6 754	3 718	1 848	1 188	1 313
50～54	7 733	6 396	3 434	1 740	1 222	1 337
55～59	7 970	6 133	2 984	1 616	1 533	1 837
60～64	10 168	6 072	1 466	2 577	2 030	4 096
65歳以上	30 580	7 127	726	1 973	4 427	23 453
男	50 036	34 440	20 543	5 487	8 410	15 596
15～19歳	3 073	476	167	262	46	2 597
20～24	2 706	1 815	1 069	603	143	890
25～29	2 755	2 472	1 835	424	213	283
30～34	3 222	2 974	2 284	329	361	247
35～39	4 174	3 926	3 018	329	579	248
40～44	4 450	4 171	3 140	307	723	279
45～49	3 915	3 667	2 696	231	740	248
50～54	3 754	3 488	2 497	249	742	267
55～59	3 857	3 492	2 197	356	938	365
60～64	4 874	3 637	1 112	1 257	1 267	1 237
65歳以上	13 255	4 322	527	1 138	2 657	8 933
女	55 833	26 803	9 082	12 394	5 327	29 030
15～19歳	2 982	448	95	319	35	2 534
20～24	2 638	1 786	966	734	86	852
25～29	2 874	2 156	1 256	761	140	718
30～34	3 405	2 280	1 126	953	202	1 125
35～39	4 347	2 922	1 178	1 380	364	1 425
40～44	4 725	3 334	1 164	1 724	445	1 391
45～49	4 151	3 086	1 021	1 618	447	1 065
50～54	3 979	2 908	936	1 492	480	1 070
55～59	4 113	2 641	786	1 260	595	1 472
60～64	5 294	2 436	353	1 319	763	2 858
65歳以上	17 325	2 805	199	835	1 770	14 520

注：1)「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

2)「仕事の有無不詳」を含まない。

第7表 都道府県-21大都市（再掲）別にみた世帯構造・

（単位：千世帯）

都道府県 21大都市（再掲）	総数	単独世帯	核家族世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯
全 国	50 112	13 285	30 163	11 644	14 899	3 621
01 北海道	2 383	733	1 426	639	618	169
02 青森	497	115	273	101	132	40
03 岩手	486	128	241	101	104	36
04 宮城	856	215	472	168	245	58
05 秋田	395	95	203	82	90	32
06 山形	382	75	180	69	84	27
07 福島	703	164	372	148	178	46
08 茨城	1 065	222	651	243	331	78
09 栃木	715	153	422	155	214	53
10 群馬	759	199	441	177	217	47
11 埼玉県	2 723	565	1 823	647	967	209
12 千葉県	2 391	586	1 545	583	792	170
13 東京都	5 805	1 955	3 416	1 298	1 688	430
14 神奈川県	3 617	897	2 409	887	1 280	243
15 新潟	846	213	439	164	221	54
16 富山	382	80	209	80	102	26
17 石川	441	118	237	95	117	25
18 福井	262	48	143	52	75	16
19 山梨	331	89	194	74	98	22
20 長野	778	184	423	171	201	51
21 岐阜	719	153	416	158	212	46
22 静岡県	1 380	337	792	286	402	104
23 愛知県	2 763	668	1 709	627	909	174
24 三重	684	156	406	167	196	44
25 滋賀	506	124	287	104	157	26
26 京都府	1 088	337	633	251	315	67
27 大阪府	3 663	1 048	2 329	905	1 093	332
28 兵庫県	2 197	542	1 439	549	726	164
29 奈良	511	98	337	134	168	35
30 和歌山	391	93	240	108	107	25
31 鳥取	209	49	106	39	48	19
32 島根	278	88	131	56	58	17
33 岡山	724	173	428	169	210	49
34 広島	1 133	298	690	290	326	74
35 山口	585	153	357	162	155	40
36 徳島	318	95	172	76	77	20
37 香川	398	116	223	90	105	28
38 愛媛	596	173	353	151	161	41
39 高知	315	92	187	76	85	26
40 福岡	2 092	634	1 206	442	584	180
41 佐賀	301	71	160	59	78	23
42 長崎	549	141	330	127	161	43
43 熊本	694	176	388	162	180	46
44 大宮	465	117	280	118	133	28
45 大宮	461	123	289	122	132	36
46 鹿兒島	737	241	440	193	196	50
47 沖縄	540	156	316	93	172	50
(再掲)						
50 東京都区部	4 131	1 554	2 278	887	1 093	297
51 札幌市	845	256	521	210	241	69
52 仙台市	432	124	256	94	134	27
53 さいたま市	484	116	326	108	181	38
54 千葉市	364	73	259	93	142	24
55 横浜市	1 505	392	997	368	532	98
56 川崎市	608	183	383	140	200	42
57 相模原市	297	84	190	68	99	23
58 新潟市	310	84	171	61	88	22
59 静岡市	265	64	153	54	79	20
60 浜松市	291	71	170	63	89	18
61 名古屋市	946	325	521	187	268	66
62 京都市	662	249	357	142	174	41
63 大阪市	1 226	464	671	288	286	97
64 堺市	322	80	215	71	118	27
65 神戸市	652	189	424	171	210	42
66 岡山市	283	77	173	67	89	17
67 広島市	487	136	304	131	144	30
68 北九州市	391	105	243	97	115	31
69 福岡市	684	264	365	126	185	54
70 熊本市	300	92	168	65	86	18

65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数（続き）

平成25年

三世代世帯	その他の世帯	65歳以上の者のいる世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	都道府県 21大都市(再掲)
3 329	3 334	22 420	11 614	12 085	全 国
88	136	1 040	631	490	01 北海道
58	51	245	103	141	02 青森
66	53	265	115	114	03 岩手
97	72	371	148	233	04 宮城
54	42	201	81	94	05 秋田
78	48	224	75	106	06 山形
93	75	348	141	186	07 福島
107	84	508	218	277	08 茨城
82	58	348	143	190	09 栃木
65	54	345	160	179	10 群馬
158	177	1 120	551	726	11 埼玉
134	127	997	516	636	12 千葉
129	305	2 375	1 411	1 140	13 東京都
129	182	1 481	816	891	14 神奈川県
123	71	414	159	221	15 新潟
56	38	208	83	94	16 富山
48	38	214	96	107	17 石川
44	27	133	50	81	18 福井
26	22	146	71	81	19 山梨
98	72	413	175	193	20 長野
89	60	360	157	199	21 岐阜
147	103	659	281	363	22 静岡県
219	166	1 181	558	714	23 愛知
66	56	337	162	170	24 三重
58	36	218	94	142	25 滋賀
55	62	503	284	229	26 京都府
110	176	1 621	986	812	27 大阪府
103	112	963	555	569	28 兵庫県
41	35	249	125	127	29 奈良
27	31	206	119	84	30 和歌山
31	23	116	47	54	31 鳥取
32	28	140	63	75	32 島根
62	61	352	177	186	33 岡山
66	79	514	290	275	34 広島
34	42	276	154	135	35 山口
26	24	160	87	67	36 徳島
29	30	205	113	89	37 香川
27	43	278	164	123	38 愛媛
14	22	150	90	73	39 高知
115	137	894	484	485	40 福岡
41	29	152	62	78	41 佐賀
37	41	232	117	142	42 長崎
66	63	338	167	163	43 熊本
34	34	215	119	119	44 大分
20	29	194	111	106	45 宮崎
19	37	319	209	162	46 鹿児島
28	39	192	96	165	47 沖縄
85	214	1 687	1 029	740	(再掲)
21	47	326	197	176	50 東京都
23	29	157	79	114	51 札幌市
16	25	176	94	134	52 仙台市
14	18	149	80	107	53 さいたま市
41	75	606	356	381	54 千葉市
15	27	206	117	150	55 横浜市
11	12	116	63	65	56 川崎市
31	23	133	58	81	57 相模原市
27	22	128	56	67	58 横浜新市
31	19	132	57	82	59 静岡市
52	48	409	237	206	60 浜松市
23	33	297	180	120	61 名古屋
37	54	535	353	210	62 京都市
12	15	130	76	96	63 大阪市
16	24	307	199	151	64 堺市
16	17	118	66	74	65 神戸市
19	28	212	126	115	66 戸山市
20	23	185	111	92	67 岡山市
15	41	234	140	153	68 広島市
19	21	117	63	76	69 北九州市
					70 福岡市
					熊本市

第8表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

平成25年調査

所得金額階級	全世帯		高齢者世帯		母子世帯		児童のいる世帯		65歳以上の者のいる世帯	
	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)
総数	・	100.0	・	100.0	・	100.0	・	100.0	・	100.0
50万円未満	1.3	1.3	2.7	2.7	-	-	0.1	0.1	1.6	1.6
50～100	6.2	4.9	12.8	10.1	7.6	7.6	1.4	1.3	7.6	6.0
100～150	12.8	6.6	25.2	12.4	24.0	16.4	4.3	2.9	15.6	8.0
150～200	19.4	6.7	37.8	12.6	46.5	22.5	7.5	3.2	24.0	8.4
200～250	26.3	6.8	49.9	12.1	63.0	16.5	10.8	3.3	32.7	8.7
250～300	32.7	6.4	60.6	10.7	75.0	12.0	14.3	3.5	41.1	8.3
300～350	39.6	6.9	70.7	10.1	85.1	10.1	18.4	4.1	49.5	8.4
350～400	45.9	6.3	79.2	8.6	89.1	4.0	23.2	4.8	56.8	7.3
400～450	51.8	5.9	84.6	5.4	92.4	3.3	29.5	6.3	62.4	5.7
450～500	56.9	5.1	87.7	3.1	94.6	2.2	36.1	6.7	66.8	4.4
500～600	65.9	9.0	92.7	5.0	96.7	2.1	48.8	12.7	74.0	7.2
600～700	73.2	7.3	94.8	2.2	98.3	1.6	60.0	11.2	79.4	5.4
700～800	79.7	6.5	96.2	1.4	99.1	0.8	70.1	10.1	83.8	4.5
800～900	84.9	5.2	97.1	0.9	99.4	0.3	78.2	8.0	87.7	3.8
900～1000	88.7	3.8	97.6	0.5	99.6	0.2	84.5	6.3	90.4	2.7
1000万円以上	100.0	11.3	100.0	2.4	100.0	0.4	100.0	15.5	100.0	9.6
平均所得金額 (537万2千円) 以下の割合 (%)		60.8		90.1		95.9		41.5		69.8
中央値 (万円)		432		250		208		609		352

第 11 表 性・年齢階級別にみた 12 歳以上の者のこころの状態（点数階級）

(単位:%)		平成25年				
性 年齢階級	総数	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	不詳
総数	100.0	67.3	18.0	7.2	2.6	5.0
12～19歳	100.0	73.5	13.3	5.6	1.7	5.9
20～29	100.0	65.1	18.6	9.9	4.1	2.3
30～39	100.0	66.2	19.3	8.8	3.5	2.3
40～49	100.0	65.4	20.3	8.6	3.2	2.5
50～59	100.0	66.9	20.5	7.4	2.3	2.8
60～69	100.0	72.2	16.3	4.9	1.5	5.1
70～79	100.0	66.5	15.9	5.5	1.7	10.4
80歳以上	100.0	58.6	18.1	7.6	2.7	13.0
(再掲)65歳以上	100.0	66.2	16.4	5.7	1.9	9.8
(再掲)75歳以上	100.0	61.1	17.3	6.7	2.4	12.6
男	100.0	69.7	16.6	6.7	2.3	4.7
12～19歳	100.0	74.9	12.3	5.1	1.5	6.1
20～29	100.0	67.0	17.3	9.5	3.7	2.5
30～39	100.0	68.2	17.7	8.2	3.4	2.6
40～49	100.0	67.8	18.6	8.0	2.8	2.8
50～59	100.0	69.4	18.7	7.1	2.1	2.7
60～69	100.0	74.5	15.3	4.4	1.3	4.5
70～79	100.0	69.6	14.6	4.9	1.5	9.4
80歳以上	100.0	61.4	16.9	6.2	2.3	13.3
(再掲)65歳以上	100.0	69.5	15.0	4.9	1.6	9.0
(再掲)75歳以上	100.0	64.1	16.1	5.5	1.9	12.4
女	100.0	65.0	19.3	7.7	2.8	5.3
12～19歳	100.0	72.0	14.4	6.1	1.9	5.7
20～29	100.0	63.2	20.0	10.3	4.5	2.0
30～39	100.0	64.3	20.8	9.3	3.6	2.0
40～49	100.0	63.0	22.0	9.2	3.5	2.2
50～59	100.0	64.7	22.2	7.7	2.6	2.9
60～69	100.0	70.0	17.2	5.3	1.7	5.7
70～79	100.0	63.9	17.0	5.9	1.9	11.2
80歳以上	100.0	56.9	18.8	8.5	3.0	12.8
(再掲)65歳以上	100.0	63.6	17.4	6.4	2.2	10.4
(再掲)75歳以上	100.0	59.0	18.1	7.5	2.6	12.7

注:入院者は含まない。

第 12 表 性・年齢階級別にみた 20 歳以上のがん検診受診状況（複数回答）

(単位:千人)		(過去1年間)					平成25年
性 年齢階級	総数	胃がん 検診	肺がん 検診	子宮がん (子宮頸がん) 検診	乳がん 検診	大腸がん 検診	
総数	99 565	30 437	33 705	14 371	12 651	28 945	
20～29歳	10 818	548	1 579	1 203	348	532	
30～39	15 102	2 849	3 621	2 968	1 572	2 320	
40～49	17 112	6 623	7 072	3 580	3 317	6 152	
50～59	15 547	6 691	7 282	2 831	2 998	6 347	
60～69	19 080	7 194	7 541	2 416	2 801	7 088	
70～79	14 215	4 855	4 802	1 137	1 326	4 876	
80歳以上	7 690	1 677	1 808	236	288	1 630	
(再掲)40歳以上	73 645	27 039	28 505	10 200	10 731	26 093	
(再掲)65歳以上	30 864	9 814	10 023	2 397	2 775	9 759	
(再掲)75歳以上	14 065	3 756	3 844	662	771	3 693	
男	47 255	16 714	18 236	・	・	15 163	
20～29歳	5 404	308	896	・	・	279	
30～39	7 423	1 747	2 212	・	・	1 365	
40～49	8 347	3 820	3 903	・	・	3 308	
50～59	7 573	3 812	3 990	・	・	3 424	
60～69	9 154	3 852	4 018	・	・	3 654	
70～79	6 487	2 389	2 400	・	・	2 369	
80歳以上	2 867	786	817	・	・	763	
(再掲)40歳以上	34 429	14 659	15 128	・	・	13 519	
(再掲)65歳以上	13 621	4 881	5 003	・	・	4 776	
(再掲)75歳以上	5 701	1 808	1 813	・	・	1 765	
女	52 310	13 723	15 470	14 371	12 651	13 783	
20～29歳	5 414	240	683	1 203	348	253	
30～39	7 680	1 102	1 409	2 968	1 572	955	
40～49	8 765	2 803	3 169	3 580	3 317	2 844	
50～59	7 974	2 879	3 293	2 831	2 998	2 923	
60～69	9 927	3 342	3 523	2 416	2 801	3 434	
70～79	7 727	2 466	2 402	1 137	1 326	2 506	
80歳以上	4 823	892	990	236	288	867	
(再掲)40歳以上	39 216	12 381	13 377	10 200	10 731	12 574	
(再掲)65歳以上	17 243	4 933	5 020	2 397	2 775	4 983	
(再掲)75歳以上	8 364	1 948	2 031	662	771	1 928	

(単位:千人)		平成25年調査	
子宮がん (子宮頸がん) 検診	乳がん 検診	左記は 受けていない	
18 540	16 142	27 561	
1 610	458	3 472	
3 991	2 039	3 240	
4 541	4 249	3 404	
3 526	3 757	3 421	
3 085	3 575	5 310	
1 470	1 690	4 931	
318	375	3 783	
12 939	13 646	20 849	
3 094	3 554	11 379	
874	993	6 177	

注:1)入院者は含まない。
2)過去1年間の各種検診受診状況である。

注:1)入院者は含まない。
2)過去2年間の子宮がん、乳がん検診受診状況である。

第13表 性・都道府県－21大都市（再掲）別にみた有訴者率及び通院者率（人口千対）

都道府県 21大都市(再掲)		有訴者率			通院者率		
		総数	男	女	総数	男	女
全 国		312.4	276.8	345.3	378.3	358.8	396.3
01	北 海 道	289.3	245.9	328.0	397.6	370.1	422.1
02	青 森 県	282.2	247.6	312.1	372.7	347.7	394.4
03	岩 手 県	304.7	267.9	338.7	421.4	395.3	445.4
04	宮 城 県	307.3	264.1	347.5	386.9	364.1	408.1
05	秋 田 県	290.8	252.3	324.9	405.2	384.0	423.9
06	山 形 県	295.6	262.5	325.4	400.4	382.0	416.9
07	福 島 県	293.8	259.3	327.2	394.0	367.2	419.9
08	茨 城 県	286.4	252.5	319.3	370.0	353.8	385.8
09	栃 木 県	282.3	252.9	310.6	384.8	369.9	399.2
10	群 馬 県	278.6	249.7	307.4	356.1	336.3	375.7
11	埼 玉 県	309.3	273.8	343.2	366.5	351.7	380.6
12	千 葉 県	305.6	272.6	337.5	371.5	352.3	390.1
13	東 京 都	322.7	280.8	361.1	379.2	357.4	399.3
14	神 奈 川 県	317.2	284.6	349.0	372.3	360.4	384.0
15	新 潟 県	300.6	260.1	338.7	386.6	366.9	405.2
16	富 山 県	304.7	271.1	335.8	379.4	362.0	395.4
17	石 川 県	302.8	269.1	333.4	369.3	347.2	389.4
18	福 井 県	303.7	274.3	331.3	344.5	319.8	367.5
19	山 梨 県	281.6	246.5	316.1	360.2	334.0	385.9
20	長 野 県	318.5	284.4	350.9	395.2	380.1	409.6
21	岐 阜 県	321.3	301.1	339.9	383.2	365.4	399.6
22	静 岡 県	293.8	257.2	328.1	367.6	346.9	387.0
23	愛 知 県	327.0	295.9	356.9	376.4	361.8	390.5
24	三 重 県	300.5	270.0	329.0	375.3	360.2	389.6
25	滋 賀 県	329.0	293.4	364.1	349.6	328.6	370.2
26	京 都 府	329.8	294.2	363.0	389.3	367.1	410.0
27	大 阪 府	338.1	299.7	373.0	393.1	370.9	413.3
28	兵 庫 県	329.6	297.2	359.0	374.1	358.6	388.3
29	奈 良 県	317.4	298.0	334.8	382.7	378.4	386.5
30	和 歌 山 県	318.7	285.4	347.8	401.3	378.4	421.5
31	鳥 取 県	329.1	285.9	367.1	392.6	363.2	418.4
32	島 根 県	329.3	292.7	364.3	387.7	357.0	417.1
33	岡 山 県	311.5	285.7	335.0	377.9	361.5	392.9
34	広 島 県	334.5	299.3	366.5	390.2	370.3	408.2
35	山 口 県	312.4	272.1	348.1	390.2	372.3	406.0
36	徳 島 県	321.2	287.2	351.4	366.9	344.8	386.5
37	香 川 県	318.2	280.4	351.6	397.5	374.4	417.8
38	愛 媛 県	314.9	280.9	345.5	385.4	362.2	406.3
39	高 知 県	314.0	288.6	336.1	390.5	372.2	406.5
40	福 岡 県	312.2	269.9	348.9	365.1	341.0	386.0
41	佐 賀 県	306.9	268.3	340.3	365.8	334.1	393.2
42	長 崎 県	300.2	259.2	336.0	369.9	347.9	389.3
43	熊 本 県	316.5	276.9	351.6	395.1	372.3	415.2
44	大 分 県	301.5	268.7	330.5	359.3	343.5	373.2
45	宮 崎 県	304.1	272.7	331.9	362.3	348.9	374.1
46	鹿 児 島 県	296.4	265.1	324.0	369.4	351.2	385.4
47	沖 縄 県	273.4	238.5	306.4	309.5	289.6	328.3
(再掲)							
50	東 京 都 区 部	326.4	283.3	365.5	385.7	360.6	408.4
51	札 幌 市	304.7	267.2	336.6	374.0	356.7	388.8
52	仙 台 市	327.8	281.8	368.7	384.1	364.5	401.5
53	さいたま市	301.6	258.6	343.8	357.7	348.3	367.0
54	千 葉 市	322.8	287.9	356.4	351.3	349.6	353.0
55	横 浜 市	306.4	280.4	332.1	367.8	360.2	375.4
56	川 崎 市	308.5	266.5	349.7	346.0	326.2	365.5
57	相 模 原 市	317.2	289.5	345.3	375.4	360.1	390.8
58	新 潟 市	308.6	272.4	341.8	381.4	376.3	386.0
59	静 岡 市	307.4	264.4	346.5	378.9	353.1	402.4
60	浜 松 市	293.7	252.2	335.1	372.0	353.8	390.2
61	名 古 屋 市	344.8	308.6	379.1	401.3	379.3	422.1
62	京 都 市	329.0	294.6	361.0	405.0	376.1	432.0
63	大 阪 市	350.0	312.0	383.9	413.4	384.6	439.1
64	堺 市	324.9	282.7	364.4	354.2	324.8	381.8
65	神 戸 市	343.7	309.3	374.4	398.4	380.5	414.4
66	岡 山 市	300.3	274.0	325.0	356.0	338.0	372.8
67	広 島 市	336.3	304.3	365.2	380.9	371.6	389.3
68	北 九 州 市	336.9	303.0	366.3	399.2	379.4	416.3
69	福 岡 市	307.4	260.1	348.5	343.3	311.7	370.7
70	熊 本 市	302.7	265.6	335.1	356.3	333.3	376.3

注：有訴者、通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含む。

第14表 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

(単位：％)

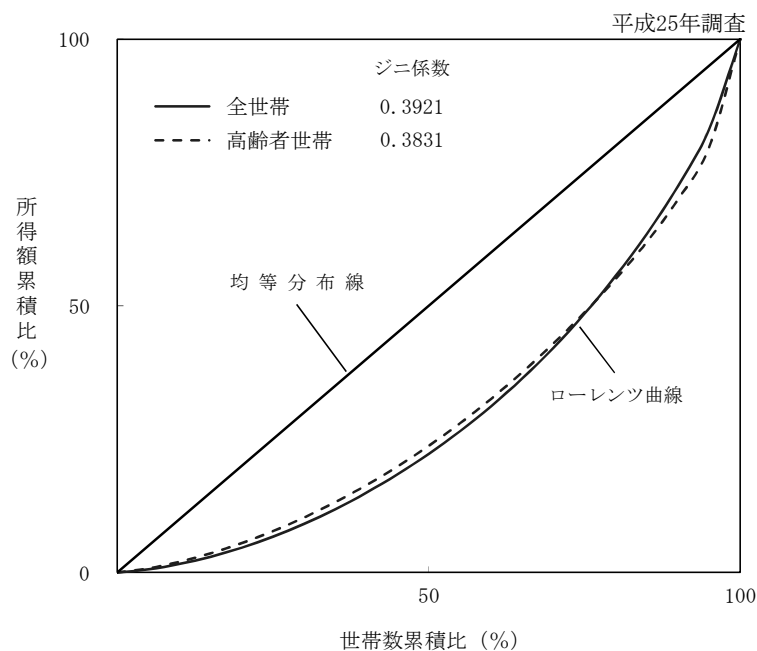
平成25年

	総数	要支援者		要介護者						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
脳血管疾患(脳卒中)	18.5	11.5	8.5	14.1	21.7	13.9	18.9	23.5	30.9	34.5
認知症	15.8	3.6	3.9	3.3	21.4	22.6	19.2	24.8	17.3	23.7
高齢による衰弱	13.4	15.4	17.3	13.8	12.6	16.1	13.8	10.2	9.4	8.7
骨折・転倒	11.8	14.6	11.3	17.6	10.9	12.6	10.3	8.8	14.0	7.6
関節疾患	10.9	20.7	23.5	18.2	6.8	9.7	8.6	5.1	3.4	1.9
心疾患(心臓病)	4.5	7.0	9.1	5.2	3.4	3.7	3.9	4.6	1.7	1.4
パーキンソン病	3.4	1.7	0.6	2.7	4.2	3.5	4.1	4.2	3.3	7.3
糖尿病	2.8	2.8	2.5	3.0	2.9	3.3	3.3	2.0	3.2	2.1
呼吸器疾患	2.4	2.9	2.4	3.4	2.2	2.0	1.9	3.0	2.4	2.1
悪性新生物(がん)	2.3	3.2	3.0	3.5	1.9	1.6	2.4	2.5	1.4	0.6
脊髄損傷	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2	1.3	2.7	1.5	3.0	2.9
視覚・聴覚障害	1.8	2.5	2.0	2.9	1.5	1.8	1.9	1.6	0.4	0.4
その他	7.6	9.1	9.8	8.4	6.9	7.1	7.9	6.5	6.2	5.2
わからない	1.0	0.7	1.0	0.4	1.1	0.3	0.7	1.5	2.8	1.0
不詳	1.6	2.0	2.7	1.3	0.4	0.4	0.5	0.3	0.5	0.6

注：「総数」には、要介護度不詳を含む。

参考

全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額の世帯分布のローレンツ曲線



全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額のジニ係数

年次	全世帯	高齢者世帯
平成12年	0.3997	0.4159
15	0.3882	0.3906
18	0.3981	0.3989
21	0.3950	0.3771
24	0.3921	0.3831

(1) ローレンツ曲線とは

世帯を所得の低い順に並べ、世帯数の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとって描いた曲線である。所得が完全に均等に分配されていれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線（均等分布線）に一致し、不均等であればあるほどその直線から遠ざかる。

(2) ジニ係数とは

分布の集中度あるいは不平等度を表す係数で、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれた面積の均等分布線より下の三角形の面積に対する比率によって、分配の均等度を表したものである。ジニ係数は0から1までの値をとり、0に近いほど分布が均等、1に近いほど不均等となる。

注：年間所得金額とは、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、児童手当等、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。

用語の説明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世帯世帯
世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**児童**」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「**家族形態**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。
 - (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。

- (3) 子と同居
 - ア 子夫婦と同居
 - イ 配偶者のいない子と同居
 - 未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。
- (4) その他の親族と同居
 - 子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。
- (5) 非親族と同居
 - 上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

8 「**仕事あり**」とは、平成25年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

- (1) 雇用者であって、平成25年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）
- (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、平成25年5月中に事業は経営されていた場合
- (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合
- (4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中である場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①～⑩に分類される。

- ① 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）
- ② 一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）
- ③ 1月以上1年未満の契約の雇用者
- ④ 日々又は1月未満の契約の雇用者
- ⑤ 会社・団体等の役員
- ⑥ 自営業主（雇人あり）
- ⑦ 自営業主（雇人なし）
- ⑧ 家族従業者
- ⑨ 内職
- ⑩ その他

9 「**正規の職員・従業員**」及び「**非正規の職員・従業員**」は、勤め先での呼称（1）、（2）の分類による。

- (1) 正規の職員・従業員とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
- (2) 非正規の職員・従業員とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

ア パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員・嘱託

契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

エ その他

上記ア～ウ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記8「仕事あり」を勤めか自営かの別①～⑩に分類したもののうち、役員以外の雇用者である①～④について分類したものである。

- 10 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 11 「所得五分位階級」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 12 「所得の種類」は、次の分類による。
- (1) 稼働所得
- 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得
- 世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
- なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得
- 世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得
- 世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得
- 世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- (2) 公的年金・恩給
- 世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- (3) 財産所得
- 世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- (4) 年金以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険
- 世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付をいう。
- イ 児童手当等
- 世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。
- ウ その他の社会保障給付金
- 世帯員が受けた上記（2）、（4）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- (5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
- ア 仕送り
- 世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等
- 公的年金以外で世帯員が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。
- ウ その他の所得
- 上記（1）～（4）、（5）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・

香典、各種祝い金等)をいう。

- 13 **「生活意識」**とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。
- 14 **「可処分所得」**とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。
- 15 **「貧困率」**とは、OECDの作成基準に基づいて算出した次のものをいう。また、「大人」とは18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
なお、算出に用いている「所得」には、現金給付として受給した社会保障給付金が含まれるが、社会保障給付金の現物給付等は含んでいない。
- (1) 相対的貧困率
貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。
- (2) 子どもの貧困率
17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。
- (3) 「子どもがいる現役世帯」の貧困率
ア 「大人が一人」の貧困率
現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。
イ 「大人が二人以上」の貧困率
現役世帯のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。
- 16 **「入院者」**とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。
- 17 **「有訴者」**とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。
- 18 **「有訴者率」**とは、人口千人に対する有訴者数をいう。分母となる世帯人員数には入院者を含むが、分子となる有訴者数には、入院者は含まない。
- 19 **「通院者」**とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。
- 20 **「通院者率」**とは、人口千人に対する通院者数をいう。分母となる世帯人員数には入院者を含むが、分子となる通院者には、入院者は含まない。
- 21 **「こころの状態」**には、K6という尺度を用いている。K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。
「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い

可能性がある」とされている。

22 「**要介護者**」とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）のうち、在宅の者をいう。

23 「**要支援者**」とは、介護保険法の要支援と認定された者（①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）のうち、在宅の者をいう。

24 「**要介護度**」とは、「要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年3月14日厚生労働省令第32号）に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助－入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助－洗濯、掃除等の家事援助等
- ・B P S D関連行為－徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為－歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為－輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

（1）要支援 1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

（2）要支援 2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

（3）要介護 1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

（4）要介護 2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

（5）要介護 3

上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

（6）要介護 4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

（7）要介護 5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態

25 「**介護サービス**」は、次の分類による。

（1）訪問系サービス

ア 訪問介護

居宅で訪問介護員等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

イ 訪問入浴介護

居宅で浴槽を提供されて受ける入浴の介護をいう。

ウ 訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話と必要な診療の補助をいう。

エ 訪問リハビリテーション

居宅で理学療法士等から受ける日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

オ 介護予防訪問介護

居宅で介護予防を目的として介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。

カ 介護予防訪問入浴介護

居宅で介護予防を目的として浴槽を提供されて受ける入浴の介護をいう。

キ 介護予防訪問看護

居宅で介護予防を目的として看護師等から受ける療養上の世話と必要な診療の補助をいう。

ク 介護予防訪問リハビリテーション

居宅で介護予防を目的として理学療法士等から受ける理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

ケ 夜間対応型訪問介護

夜間において、巡回や通報などによる夜間専用の訪問介護をいう。

コ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け行う訪問介護と訪問看護をいう。

(2) 通所系サービス

ア 通所介護

老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練をいう。

イ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等に通って受ける日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

ウ 介護予防通所介護

介護予防を目的として老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練をいう。

エ 介護予防通所リハビリテーション

介護予防を目的として介護老人保健施設、病院、診療所等に通って受ける理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

オ 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練をいう。

カ 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者が、介護予防を目的として老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練をいう。

(3) 短期入所サービス

ア 短期入所生活介護

特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練をいう。

イ 短期入所療養介護

老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をいう。

ウ 介護予防短期入所生活介護

介護予防を目的として特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練をいう。

エ 介護予防短期入所療養介護

介護予防を目的として老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して受け

- る看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他必要な医療と日常生活上の支援をいう。
- (4) 居住系サービス（グループホーム）
- ア 認知症対応型共同生活介護
認知症の要介護者が、共同生活を営む住宅で受ける入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。
- イ 介護予防認知症対応型生活介護
認知症の要支援者が、共同生活を営む住宅で介護予防を目的として受ける入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。
- (5) 小規模多機能型サービス等
- ア 小規模多機能型居宅介護
「訪問」「通い」「泊まり」のサービスを1か所で提供するサービスをいう。
- イ 介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防を目的として「訪問」「通い」「泊まり」のサービスを1か所で提供するサービスをいう。
- ウ 複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）
訪問看護と小規模多機能型居宅介護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所が、看護と介護サービスの一体的な提供を医療ニーズの高い要介護者に対して行うサービスをいう。
- (6) 配食サービス
調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するサービスをいう。
- (7) 外出支援サービス
移送用車両により、利用者の居宅と在宅福祉サービス、介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間の送迎を行い、また、ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行うサービスをいう。
- (8) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス
寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等を行うサービスをいう。